

第6次生駒市総合計画

第2期基本計画（案）

令和5年●月

生駒市総合計画審議会

目 次

基本計画 総論

序章	第2期基本計画の策定に当たって	1
1	第2期基本計画の位置づけと計画期間	1
2	第2期基本計画の策定方針	5
3	計画の進行管理と見直し	6
第1章	生駒市の概況	7
1	地勢と都市の成り立ち	7
2	自然	8
3	歴史文化	9
4	学研都市	10
5	多様な主体との協創によるまちづくり	10
第2章	本市を取り巻く社会環境	12
1	人口減少による影響の顕在化	12
2	ライフスタイルや価値観の多様化	16
3	所得向上につながる経済・雇用政策への期待の高まり	18
4	デジタルが暮らしやビジネスで当たり前に	21
5	暮らしの安全・安心を脅かす危機的事象への迅速な対応	23
6	脱炭素社会に向けた取組の拡がり	26
7	行財政資源の縮小に伴う戦略的な行政への転換の必要性の高まり	29
第3章	まちづくりの総合指標	32
第4章	施策体系	34
第5章	戦略的施策	37
1	子育て世代が住みやすい環境づくり	38
2	地域共生社会の実現に向けた環境づくり	39
3	多様な働き方と市内での経済循環の促進	40
4	都市ブランドの構築	41
第6章	行財政改革の考え方（行政改革大綱）	43
1	行財政改革の必要性	43
2	目指すべき方向性	44
3	行動指針	46
4	推進手法	46

基本計画 総論

序章 第2期基本計画の策定に当たって

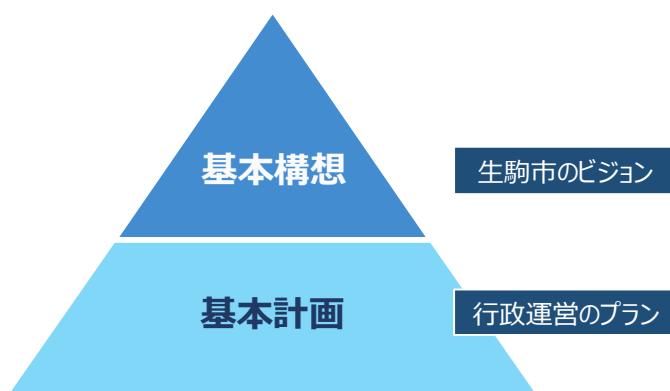
1 第2期基本計画の位置づけと計画期間

(1) 総合計画の位置づけと構成

総合計画は、市の最上位計画に位置づけられ、各分野の行政計画の基本となる総合的な市政運営の指針です。生駒市自治基本条例における「総合計画」の定義に合わせ、生駒市のビジョンである「基本構想」と行政運営のプランである「基本計画」から構成しています。

第6次総合計画の基本構想では、概ね20年後（令和20（2038）年代）の将来都市像として「自分らしく輝けるステージ・生駒」を掲げています。

総合計画の構成



(2) 第2期基本計画の計画期間

基本計画は、市長が任期の期間内において、基本構想に描かれた将来ビジョンを実現するために、行政分野ごとの目指すまちの姿や行政が重点的に取り組む施策を示した行政運営の計画です。

第2期基本計画の計画期間は、令和6（2024）年度～令和9（2027）年度の4年間とします。

基本構想と基本計画の計画期間

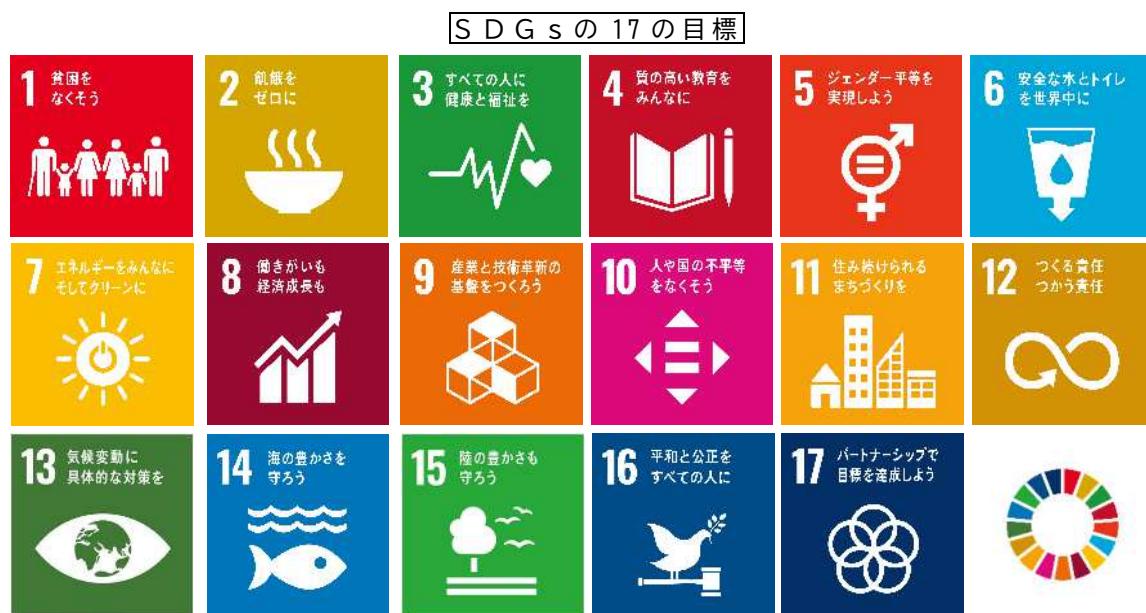
年 度	西暦	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040
平 成 令 和 元 年	31	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
基本構想 [概ね20年]	基本構想																						
基本計画 [第1期：5年] [第2期～：4年]	第1期 第2期 第3期 第4期 第5期																						

(3) SDGsに関わる取組との関係

SDGs（エスディージーズ：Sustainable Development Goals）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でより良い世界をめざす国際目標です。

SDGsは、持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）・169のターゲットから構成され、誰一人取り残さない社会の実現に向け、社会・経済・環境の3側面から統合的に取り組むための世界共通言語となっており、その達成に向けて、様々な関係者の連携が重要とされています。

本市は、令和元年7月に、「社会」・「経済」・「環境」の3側面における新しい価値創出を通して、持続可能な開発を実現するポテンシャルの高い都市として、国から「SDGs未来都市」に選定されており、本市の総合計画で目指す方向性と、SDGsの目標とは考え方が共通することから、総合計画の推進に基づく各施策の取組を進めることで、SDGsの目標達成を目指します。



（資料）国際連合広報センターHP

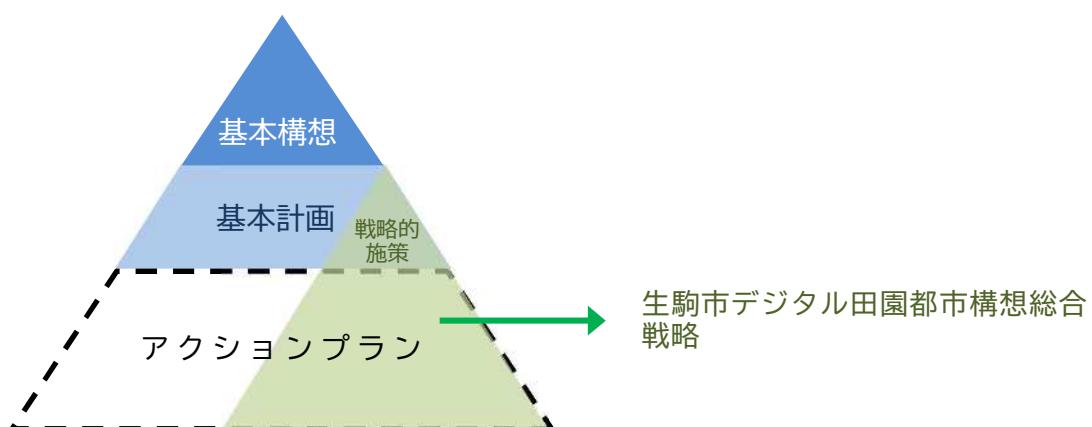
(4) デジタル田園都市構想総合戦略との関係

本市では2期にわたり、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、少子高齢化の進行への対応や東京圏への人口集中の是正のため、「生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」といいます。）を策定し、地方創生の取組を進めてきました。

令和4（2022）年12月に、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、デジタル田園都市国家構想を実現するため、国が「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。これに伴い、地方自治体では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に改定することが必要となりました。

本市の総合戦略は、総合計画を「特出し」、「深掘り」したものであり、アプローチの視点は異なるものの、いずれも将来都市像を実現するための計画であることを踏まえ、第2期基本計画における戦略的施策を「生駒市デジタル田園都市構想総合戦略」（以下「デジ田総合戦略」といいます。）と位置づけます。具体的には、戦略的施策の項目と施策の方向性をデジ田総合戦略の基本目標と施策に関する基本的方向とします。

また、基本計画で示す施策の方向性に基づく具体的な事業を取りまとめて策定する「アクションプラン」のうち、戦略的施策に該当する事業・取組を、デジ田総合戦略に基づく具体的な取組とし、より明確で効率的・効果的な事業推進を図ることとします。



（5）生駒市行政改革大綱との関係

総合計画に掲げる将来都市像の実現に向けた施策や事業の積極的な展開をバックアップし、効率的・効果的な行政経営を推進するため、本市では3次にわたり「生駒市行政改革大綱」（以下「大綱」といいます。）を策定し、補助金制度の見直しやファシリティマネジメント¹の推進等、行財政改革の取組を進めてきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、3次の大綱策定当時から財政状況の見通しに大きな乖離が生じていること、生活様式の変化やDX²の推進等、喫緊に取り組むべき新しい政策課題は山積みであることから、様々な面で転換期を迎えており、大綱自体を見直す必要が生じてきました。

そこで、大綱の見直しに合わせ、総合計画との連動性を高め、行政経営を着実に推進していくため、「第6章 行財政改革の考え方」を新たな大綱として位置づけ、一体的な運用を図ることとします。

¹ ファシリティマネジメント:公共施設等(公共施設とインフラ施設)について、長期的な視点で、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現すること。

² DX:デジタル・トランスフォーメーションの略称。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

2 第2期基本計画の策定方針

第2期基本計画は、第1期基本計画の進行管理の中で見受けられた課題を踏まえ、下記の方針で策定しています。

(1) 新たな課題に対応した計画

第6次総合計画に掲げる将来都市像「自分らしく輝けるステージ・生駒」の実現に向けて、第1期基本計画の総論に掲げる「社会環境の変化」、「主要課題」を整理した上で「人口フレーム」を最新の状況に改定し、コロナ禍も踏まえ、新たに生じた社会課題への対応や新たな視点を加えた計画としています。

(2) 施策間連携を生み出す計画

第1期基本計画期間中の目標の達成度合いを踏まえ、分野等の統合や、新たに生じた社会課題に対応する分野の新設のほか、将来都市像の達成に向けた効果的な横連携を促すことができる施策体系について、構成単位を含め再編しています。

(3) 柔軟に対応できる計画

第1期基本計画では、79分野の细分野ごとに、具体的な事業、担当課まで詳細に記載していますが、組織改編や新規事業・廃止事業等により、現状が分かりづらくなっていたことを踏まえ、施策の取組方針（方向性）を中心とした計画内容に見直し、急速に変化し、複雑多様化する社会課題に対して柔軟な対応が可能な計画としています。

(4) 将来都市像に着実につなげる計画

目指す将来都市像である「自分らしく輝けるステージ・生駒」に着実につなげていけるよう、総合計画全体の進捗を測るための「まちづくりの総合指標」を設定しています。

3 計画の進行管理と見直し

(1) 計画の推進に当たって

基本計画に掲げる目標は、本計画の施策に基づく事業によって実現していきます。事業の実施にあたっては、総合計画と財政、行政組織が連動する仕組みを確立し、経営資源を最適かつ効果的に配分するため、「アクションプラン（基本計画に基づく事業を示したもの）・予算編成（P・A）」「事業実施（D）」「施策・事業評価（C）」のP D C Aサイクル³による行政マネジメントシステムを構築・運用し、基本計画を推進します。

(2) 計画の進行管理

基本計画については、基本構想の行政経営の基本方針に掲げた「証拠に基づく政策づくり（E B P M⁴）」の考え方に基づき、政策の有効性についての客観的な証拠に基づいて取組内容を立案し、実施後もその効果を検証しながら改善を進めていけるよう、上記（1）のP D C Aサイクルによる計画の進行管理を行います。

進行管理を行うに当たっては、基本計画を構成する最も基本的な単位である施策を対象とし、行政内部で計画の進捗状況を検証するとともに、生駒市総合計画審議会において、行政内部での検証や総括について審議を行い、各施策の進捗状況を総括し、総合的に評価することとします。

(3) 計画の見直し

基本計画の進行管理をする中で、社会経済情勢の変化や時代の潮流の変化により、実行中の基本計画そのものを見直す特段の必要性が生じた場合には、計画期間の途中であっても基本計画を見直すこととします。

計画の見直しに当たっては、社会経済情勢等の変化や進行管理の過程で浮上した課題に応じて、生駒市総合計画審議会に諮ることとします。

³ PDCAサイクル:「計画(Plan)-実施(Do)-評価(Check)-改善(Action)」という工程を継続的に繰り返すことにより、計画、実施後の結果を十分に検証し、改善策や更なる次の施策の展開につなげる仕組みのこと。

⁴ EBPM: Evidence Based Policy Making の略。政策の企画立案をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで政策効果の測定に重要な関連を持つ情報やデータ(エビデンス)に基づくものとすること。

第1章 生駒市の概況

本市の特性を生かしながら、第2期基本計画を推進します。

1 地勢と都市の成り立ち

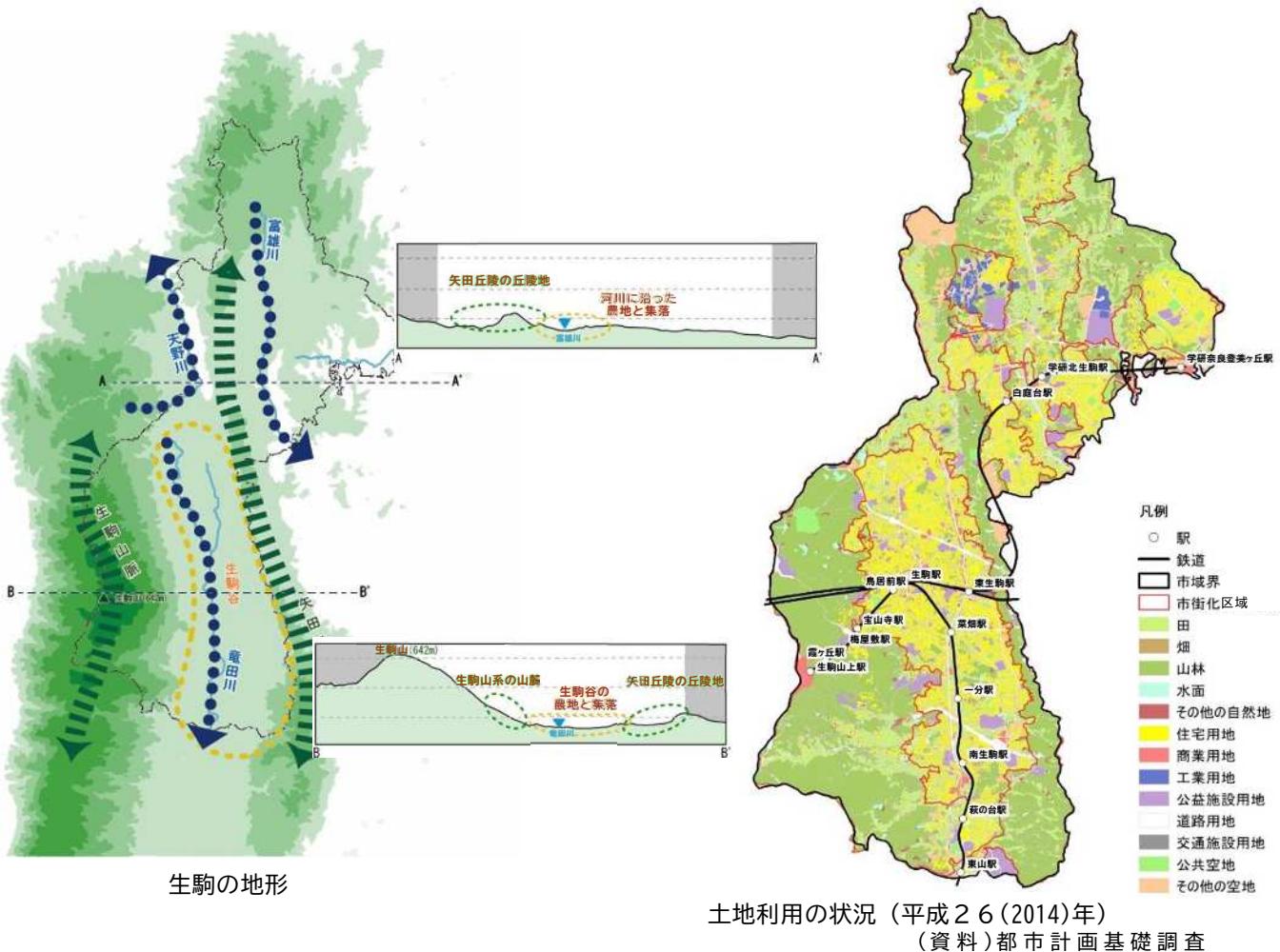
本市は、西に生駒山系の山々が、中央に矢田丘陵があることから、市内のどこからでも緑の豊かさを感じることができます。

南北に流れる川の谷筋には集落が形成され、明治時代には竜田川沿いに北生駒村と南生駒村が、富雄川沿いに北倭村がありました。谷筋に沿って人や物の往来があったと考えると、生駒市域では水系ごとに生活圏が形成され、暮らしや文化が育まれていったと考えられます。

やがて、昭和32(1957)年の合併により現在の市域の形となり、昭和40年代以降、豊かな自然環境や大都市への交通の利便性から、丘陵部において住宅開発が進められ、道路整備も進み、市街地が連なるようになっていきました。また、近鉄けいはんな線が整備され、鉄道沿線を中心に新たな市街地が形成されてきました。

一方で、このような地勢や都市の成り立ちから、生駒駅や東生駒駅を中心にして放射線状に路線バスが運行しているため、近鉄奈良線をまたぐ南北方向の移動や矢田丘陵で隔たれている竜田川沿い・富雄川沿いを連絡する東西方向の移動が不便な状況にあります。

大都市近郊に位置しながらも、歴史・文化資源や生駒山等の豊かな自然環境等、魅力的な資源が今も市内に多く残されていることに加え、計画的に整備された住宅地と、みどり豊かな田園集落、利便性の高い市街地が共存しているという本市の特徴を活かし、コンパクトで持続可能なまちづくりを進めていくことが必要です。



2 自然

本市では、地勢によって自然の構造が形成されています。西に生駒山系、南部の東から北部の中央にかけて矢田丘陵があり、谷筋には竜田川、富雄川が流れています。これが水と緑の骨格構造となっています。また、斜面地の緑や集落の森が市街地のなかに点在しています。集落の森は「モリさん」と呼ばれ、信仰の対象となっていました。

こうした緑豊かな本市ですが、昭和30年代後半から主に矢田丘陵に住宅地が開発され、緑の量は減少していきました。市民が抱く市のイメージとして、「自然や緑の豊かな住宅街が広がるまち」が全世代で最も高く、本市への定住意向の理由としても、「自然環境が豊かなまちである」が上位に挙がっていますが、農地や樹林の荒廃に加え、樹木の巨木化・老木化による倒木が発生しています。



田園集落(高山町)
(good cycle ikoma)

3 歴史文化

本市は、生駒山、矢田丘陵、各水系等、豊かな自然環境のもと、約3000年前の縄文時代から現在まで各時代を通じて人々が暮らしを営んできました。市内には、弥生中期以降の遺跡も残っており、往馬大社、長弓寺、宝山寺、高山茶筌等、古くから伝わる多くの歴史文化資源があります。

古墳時代から奈良時代にかけては平群氏が勢力を伸ばしており、平安時代には高山庄、生駒庄、庄田、小明、菜畠、萩原等の莊園集落が開かれました。

平安末期から鎌倉、室町時代にかけては、山岳宗教や地蔵信仰が盛んとなり、各地に八大龍王や石仏がまつられるようになりました。室町時代、生駒の北部を支配していた鷹山氏は茶の湯の道具として茶筌を考案しました。応仁の乱以後、農民が郷士や地侍として豪族屋敷村を作るようになりましたが、戦国末期からは、松永久秀、筒井順慶、豊臣秀吉、羽柴秀長と支配が代わるとともに、刀狩りや検地等によって郷士や地侍も農民に戻され、郷村も近世の農村に生まれ変わりました。そして、平群郡に17村、添下郡に5村が誕生しました。江戸時代に入ると、多くは郡山藩の支配となりましたが旗本領や天領が交錯する複雑な支配となっていました。また、湛海律師が生駒山の中腹に宝山寺を開くと多くの参詣客が訪れ、門前町が形成されました。

明治22(1889)年の町村制施行により、生駒市域22か村は、北倭村、北生駒村、南生駒村の3か村に統合され、明治30(1897)年には郡制の統廃合が行われ、平群、添下の両郡が統合し、新たに生駒郡となり、3か村は同郡に属すことになりました。

北生駒村は大正10(1921)年に生駒町になり、昭和30(1958)年に南生駒村が生駒町と合併、昭和32(1960)年には北倭村が生駒町と合併、現在の市域がひとつになりました。そして、昭和46(1971)年に市制が施行されました。

市街地の発展をみると、大正3(1914)年に生駒トンネルが貫通し、大阪～奈良間に鉄道が開通したことが本市の発展に大きな契機となるとともに、大正7(1918)年には日本最初のケーブルカーが鳥居前駅と宝山寺を結びました。その後、昭和2(1927)年には生駒から王寺までの鉄道（現在の近鉄生駒線）も開通しました。

昭和30年代から高度成長に伴って、大阪近郊の住宅都市として、丘陵



竹林と茶筌
(生駒市ホームページ)

地等における新たな住宅地開発が進むようになり、昭和39(1964)年には新生駒トンネルが貫通し、大阪への所要時間は一層短縮され住宅都市として本市の人口は増加を続けました。昭和51(1976)年には人口5万人を超え、平成2(1990)年には人口10万人を超えて、県下第3の都市に成長しました。

北部の高山地区においては、国家的なプロジェクトである関西文化学術研究都市の建設が進められ、平成3年に奈良先端科学技術大学院大学が設置され、平成18(2006)年には市北部地域及び学研都市のアクセスとしてけいはんな線が開業、さらに平成21(2009)年には「阪神なんば線」が開通し、住宅都市としての利便性が増し、北部地域の人口増加につながりました。

令和3(2021)年には市制50周年を迎えたが、平成25(2013)年11月をピークに人口が減少に転じ、今後は、本格的な人口減少と少子高齢化の進行が見込まれています。

4 学研都市

けいはんな学研都市(正規名称:関西文化学術研究都市)は、京都、大阪、奈良の3府県にまたがる京阪奈の緑豊かな丘陵において、関西文化学術研究都市建設促進法に基づき、建設・整備を進めているサイエンスシティです。東の「つくば研究学園都市」とともに国家的プロジェクトに位置づけられ、総面積は約15,000ha、その中に12の文化学術研究地区(約3,600ha)を分散配置しています。現在、150を超える研究施設、大学施設、文化施設等が立地し、文化、学術研究等の分野で顕著な成果を挙げています。

本市では、高山地区と北田原地区が文化学術研究地区とされ、高山地区第1工区には奈良先端科学技術大学院大学や企業の研究施設等が並びます。



関西文化学術研究都市区域図(生駒市)

5 多様な主体との協創によるまちづくり

第6次総合計画の基本構想において、「まちづくりの基本的な考え方」の一つに「多様な主体との協創によるまちづくり」を掲げています。

協創とは、多様な主体が緩やかにネットワークを形成し、互いが共有できる価値や解決策を創造することです。

特に本市には、まちづくりへの関心・意欲のある市民や様々な知見やスキルを持った市民が多く、これまで様々な分野や機会において、市民との協創によるまちづくりが行われてきました。

そして、第1期基本計画の計画期間においても、地域課題がますます高度化、複雑化する中、一人では解決できない課題も、市民、NPO⁵、事業者等の民間主体が相互に、あるいは民間主体と行政等、本来価値観の異なる主体が有機的に連携することで課題解決の可能性が高まるだけでなく、新たな価値創造にもつながると考え、様々な協創によるまちづくりを進めてきました。

また、民間主体と行政が対話による相互理解を進め、アイデアを出し合い、互いの強みを掛け合わせることで、地域課題の解決や新たな価値の創造を協創によって実現するため、公民連携の提案窓口「生駒市協創対話窓口」を設置しています。

多様な主体との協創によるまちづくりの事例



地縁型コミュニティによる地域の空間活用イメージ（北小平尾わくわく農園）



テーマ型コミュニティによる公共空間の活用イメージ（生駒駅南口プラットフォームによる社会実験）



緩やかなつながりを生む自治会館や緑道の活用イメージ（ひかりが丘コミステ）

生駒市協創対話窓口



⁵ NPO:「Non-Profit Organization」(非営利組織)の略称。法人格の有無を問わず、福祉、教育・文化、まちづくり、環境等社会の多様な課題(テーマ)に市民が主体的に取り組む組織。

第2章 本市を取り巻く社会環境

第2期基本計画策定の背景となる主な社会環境としては、次のようなことがあげられます。

1 人口減少による影響の顕在化

我が国の人囗は、平成20(2008)年をピークに減少に転じています。国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口（令和5年推計）によると、総人口は、令和2年(2020)年の1億2,615万人から50年後(2070年)には8,700万人に減少し、総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は、令和2年(2020)年の28.6%から2070年には38.7%へと上昇するとされています。

令和4(2022)年の出生数が1899年の統計開始以降初めて80万人を下回り、想定を上回るスピードで少子化が進んでいます。国は、「こどもまんなか」社会へと作り変えていくための司令塔として、令和5(2023)年4月に「こども家庭庁」を設置し、子ども・子育て施策の強化を進めているところですが、妊娠適齢期の女性人口も減少していく見通しであることから、人口減少は長期にわたって続いていることになります。

令和7(2025)年には、「2025年問題」と言われる団塊の世代のすべてが75歳以上（後期高齢者）となり、社会保障費の増大や医療・介護サービスの需要の増加が見込まれます。また、いわゆる生産年齢人口（15～64歳）の減少によって、医療や介護、保育、物流、日々の暮らしを支える様々な業種において人材不足が顕在化しつつあります。

一方で、日本における外国人住民は、新型コロナウイルス感染症の影響から減少したものの、近年増加傾向にあります。

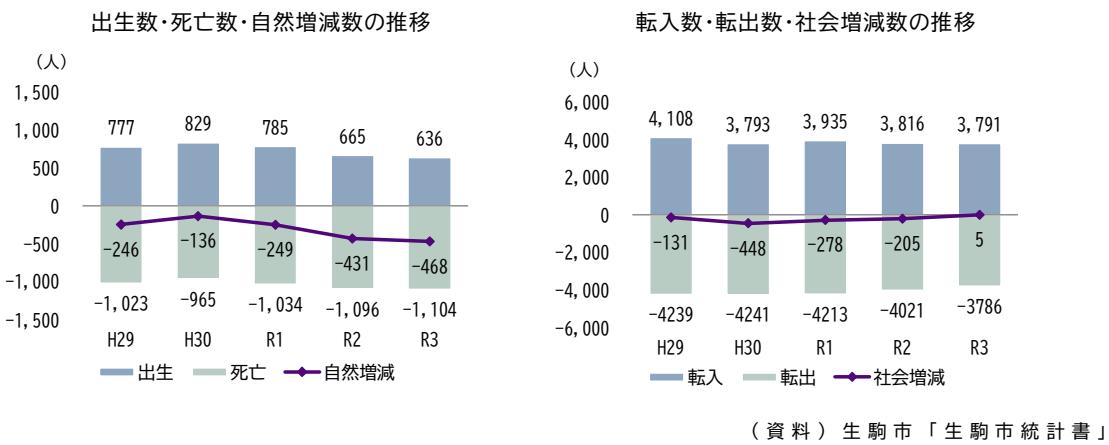
このようなことから、少子化に歯止めをかける取組と、高齢化や人口減少が進んだ将来と社会をイメージし、それに適応した社会づくりを進めていくとともに、多文化共生⁶に向けた意識の醸成や環境の整備を進めていく必要があります。

<本市の現状>

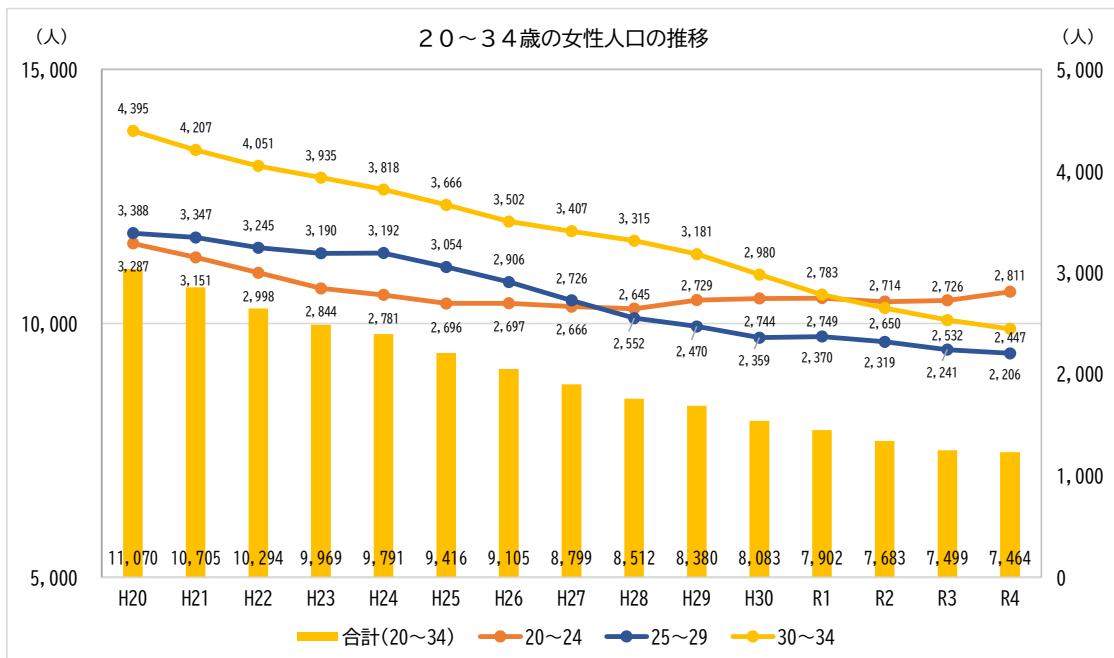
- 本市の人口は、平成25(2013)年11月の121,350人をピークに減少しています。

⁶ 多文化共生:国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

- 死亡数が出生数を上回る自然減が続いている。また、転出数が転入数を上回る社会減が続いていましたが、令和3(2021)年は転入増となっています。

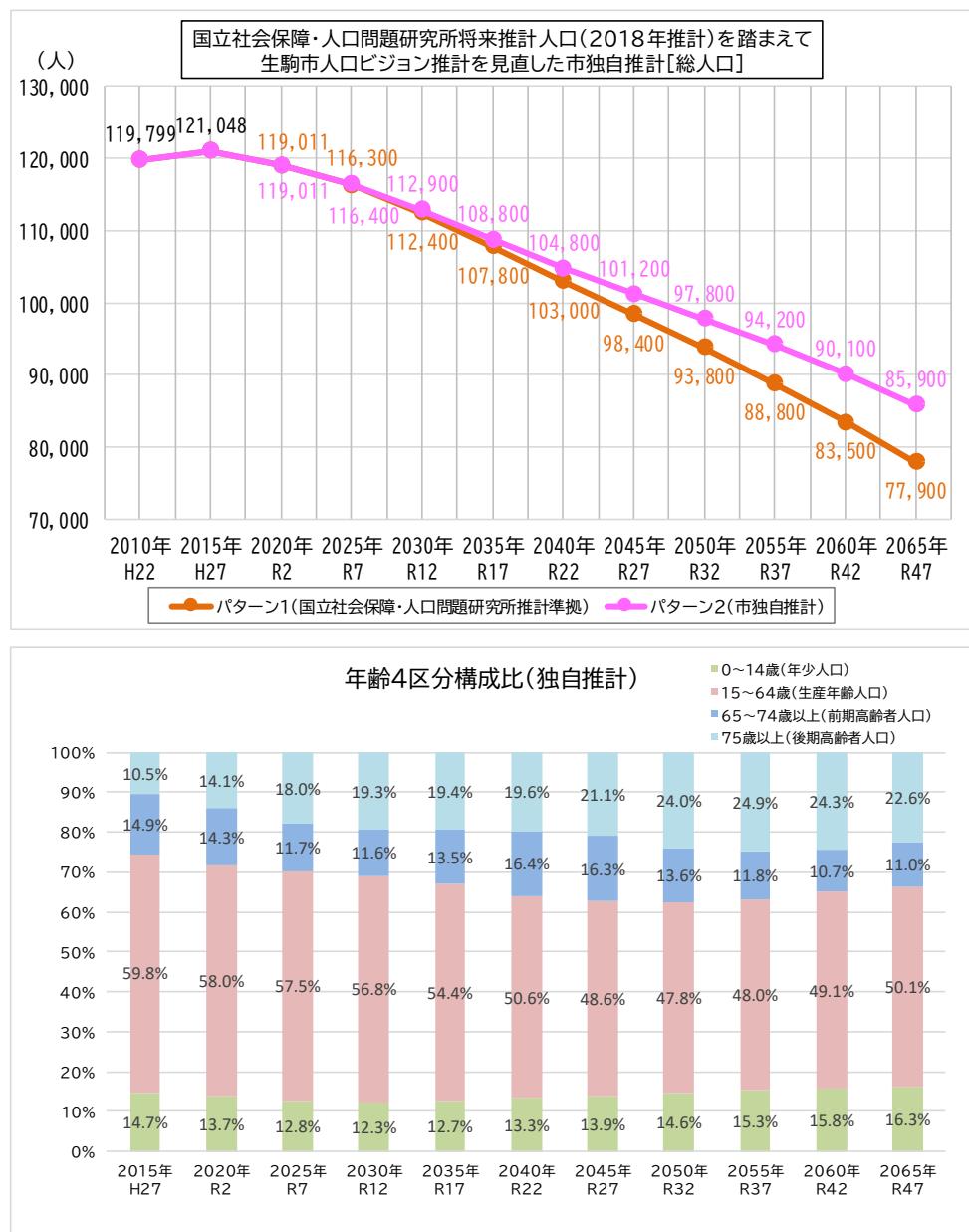


- 本市の20歳から34歳の女性人口は、減少しつづけており、特に30～34歳の女性人口は、平成20年と比較して、約44.3%減少しています。



- 今後の人口見通し（人口フレーム）については、独自推計による将来推計人口では、令和2(2020)年以降本格的に人口減少が進み、その後も一貫して減少を続け、2065年には85,900人となる見通しです。
- 年齢別3区分別人口は、2065年時点で年少人口が14,000人(16.3%)、生産年齢人口が43,000人(50.1%)、老

年人口が29,000人(33.6%)となる見通しです。



(資料) 生駒市人口ビジョン(R5改訂版)

<本市への影響と課題>

- 子どもの数の減少傾向が続くと、学校の小規模化に伴う様々な課題が生じることが懸念されます。子育てしやすい環境づくりを進めていくこと等により、子どもの数の減少を抑制することが必要です。
- 後期高齢者が増えることにより、医療や介護の需要が増加し、社会保障費が増大していくものと見込まれます。健康づくりや介護予防等、健康寿命が延びるような取組が重要となります。また、孤立せず外出しやすい環境を確保するためにも、歩きやすい環境づくりや利用しやすい公共交通の確保が重要となります。
- 認知症高齢者の増加が見込まれ、認知症高齢者やその家族が安心し

て暮らせる社会づくりを進めていくことが必要です。

- 人口減少に伴う労働力人口の減少により、医療・介護・福祉人材を安定的に確保することがより困難となることに加え、暮らしを支える商品やサービスの供給が縮小し、市民がこれまでどおりに商品を入手し、サービスを利用することが難しくなることが想定されます。
- 人口減少は、国内における消費者の減少につながり、国内マーケットを主な対象とする事業所においては、ビジネスの戦略を見直すことが必要となります。また、高齢化による消費者ニーズの変化に対応していくことも重要です。
- 公共施設の老朽化に伴う更新等にあたっては、人口減少の見通しや利用者のニーズも踏まえつつ、集約化や複合化、民間活力の導入による適正配置を進めるとともに、社会インフラの維持管理等の効率化が必要です。

2 ライフスタイルや価値観の多様化

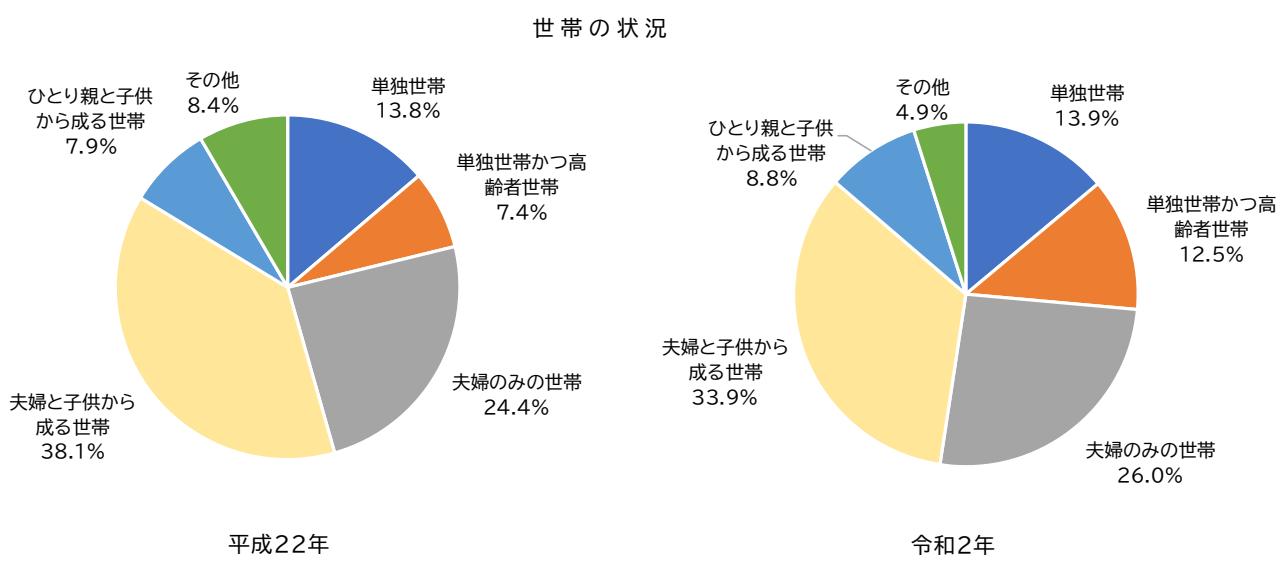
ライフスタイルや価値観の多様化により、世帯の姿が多様化しています。「夫婦と子どもから成る世帯」の割合は低下し、「単独世帯かつ高齢者世帯」と「ひとり親と子どもから成る世帯」が増えています。

世帯規模が縮小することにより、世帯における自助力が低下し、買い物や移動、災害対応等、生活に支障が生じる方が増えると見込まれます。共助の領域でも、地域コミュニティの希薄化等により、地域でも支え合いの力が低下することで、様々な困難や課題を抱えた世帯が孤独・孤立化し、その発見と対応が遅れることができます。さらには、多文化共生⁷社会の実現に向け、地域に暮らす外国人住民に対する理解と、外国人住民の地域活動への参加促進が必要となります。

一方、SNS⁸やオンライン会議等の普及等により、居住地に関わりなく、興味・関心等のテーマによって人と人がつながる動きが見られます。その動きは、趣味等の私的な活動にとどまらず、ボランティアや寄付等の公益的な活動にも広がりを見せています。

<本市の現状>

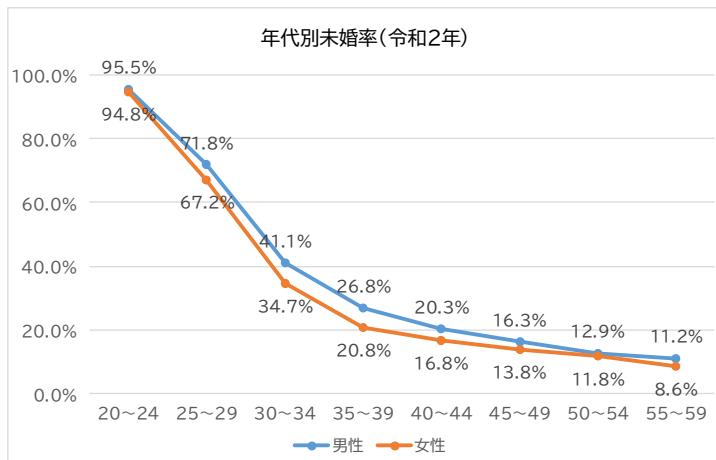
- 令和2(2020)年の本市の一般世帯数は47,617世帯となっています。内訳をみると、「夫婦と子供から成る世帯」が33.9%と最も多く、次いで「単独世帯・単独世帯かつ高齢者世帯」(26.4%)、「夫婦のみの世帯」(26.0%)となっています。



⁷ 多文化共生:P.12 参照。

⁸ SNS:Social Networking Service の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する。インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域等を同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。

- 令和2(2020)年の年代別未婚率をみると、「40～44歳」では男性の未婚率が20.3%、女性の未婚率が16.8%となっています。



(資料) 総務省「国勢調査報告」

- 令和4(2022)年度末現在、本市には、約80か国、1,362人の外国人住民が居住しています。

<本市への影響と課題>

- 夫婦と子どもから成る世帯を想定した様々な制度・サービスについて、ライフスタイルの多様化や単身世帯の増加等を考慮した点検・見直しが必要となります。
- リタイアした人の増加や単身世帯の増加、世帯の自助力（買い物、移動、災害対応）の低下等を考慮し、市内各地の住宅地から大都市への通勤の利便性を重視した都市機能配置や公共交通のあり方について、買い物・通院等の日常の利便性を確保できるよう検討していく必要があります。
- 孤独・孤立を防止するため、人生100年時代⁹において、趣味活動や仕事、ボランティア等、様々ななかたちで、誰もが社会とつながりつけられる環境づくり、住民交流が生まれるまちづくりを進めていくことの必要性が高まっています。
- 担い手の高齢化等により互助活動の活力が低下している地域コミュニティにおいては、従来関わりがなかった世帯・世代の参加を促進する活動スタイルへの転換や活動の再構築を進めていくことが有効となります。また、地域・社会課題の解決に関心をもつNPO¹⁰、事業所等の関わりも望まれます。
- 多文化共生¹¹社会の実現に向けて、外国人との共生のまちづくりを進めていくことが必要です。

⁹ 人生100年時代:平均寿命の伸びにより、100歳まで生きることが当たり前の時代となり、生き方や働き方等に大きな変化が出てくることを表現する言葉。

¹⁰ NPO:P.11参照。

¹¹ 多文化共生:P.12 参照。

3 所得向上につながる経済・雇用政策への期待の高まり

新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響により、我が国の経済は大きな影響を受けましたが、令和5(2023)年5月の5類感染症への移行により、多くの感染対策が緩和され、経済活動は元に戻りつつあります。しかし、世界的な景気回復傾向の中で、資源価格や物流コストの上昇や供給力不足に伴う物価上昇が見られ、企業活動だけでなく家計にも大きな影響を及ぼしています。我が国の平均賃金は諸外国に比べて低い水準にとどまっています。グローバルな人材獲得においても競争力が低下しつつあります。

このような状況のもと、我が国では人口減少に伴う労働力人口の減少や働き方改革の進展等により、人材不足が顕在化しつつあります。外国人の受け入れが拡大される見通しですが、グローバルな人材獲得競争において厳しい状況が続くことが想定されます。

一方で、コロナ禍で感染防止の観点から在宅勤務等、遠隔勤務（リモートワーク¹²⁾が普及し、自宅やサテライトオフィス¹³でのテレワーク¹⁴や二拠点活動¹⁵、副業、マルチワーク¹⁶等、新たなワークスタイルが企業や個人で取り入れられ、人材確保の手段も多様化していくとともに、安定的に労働力を確保していくため、働き方改革による雇用環境の改善や賃上げによる所得の向上に取り組むことが重要となります。

また、経営者の高齢化による事業承継問題や人口減少に伴う国内マーケットの縮小・労働力不足、災害、感染症、国際紛争といった外的な経営リスクへの対応等、複雑・重複化する経営課題に対応していくためには、生産性の向上、デジタル化への対応、新たな顧客の確保、国際化への対応、雇用確保等、事業の継続・発展に向けた事業者の変革と挑戦が求められます。

<本市の現状>

- 本市の産業全体の事業所数は、平成18(2006)年以降微増傾向にあり、3,000事業所前後となっています。本市の産業全体の従業者数は、平成26(2014)年以降微増傾向にあり、令和3(2021)年には29,000人を超えていました。

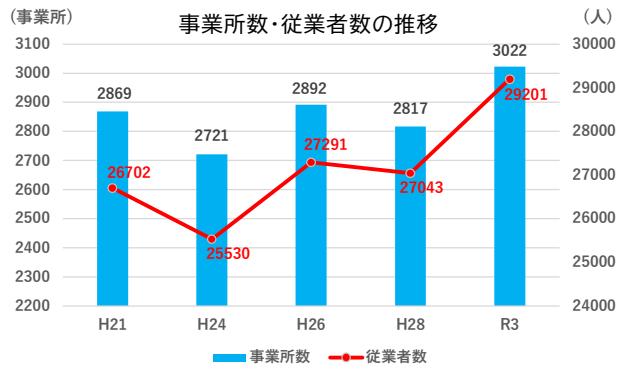
¹² リモートワーク:「オフィスとは異なる場所で働くこと」で、Remote(遠隔)とWork(仕事)を組み合わせた造語。

¹³ サテライトオフィス:企業の本社、組織の本部とは異なる所に設置されたオフィス。

¹⁴ テレワーク:「ICTを活用した、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方」ことで、Tele(離れて)とWork(仕事)を組み合わせた造語。リ

¹⁵ 二拠点活動:都市部と地方部に2つの拠点をもち、定期的に地方部でのんびり過ごしたり、仕事をしたりする新しいライフスタイルの1つ。

¹⁶ マルチワーク:1つの仕事のみに従事するのではなく、同時に複数の仕事に携わる働き方。

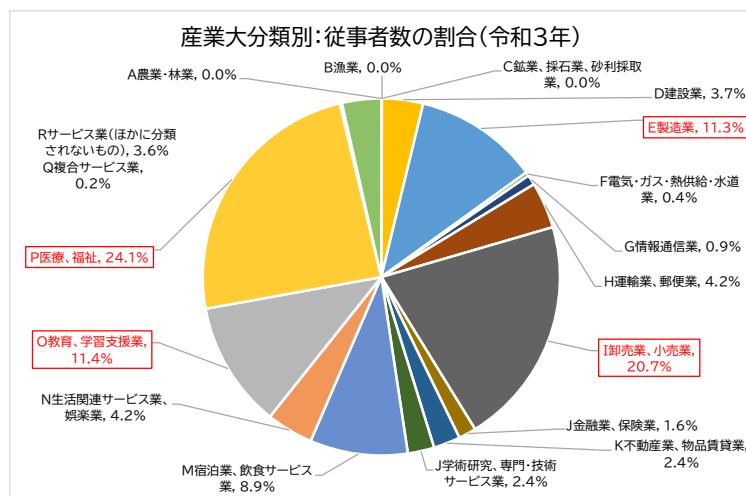


注) 全産業(公務を除く)の事業所のうち民営の数。

出典: 総務省「令和3年 経済センサス活動調査」

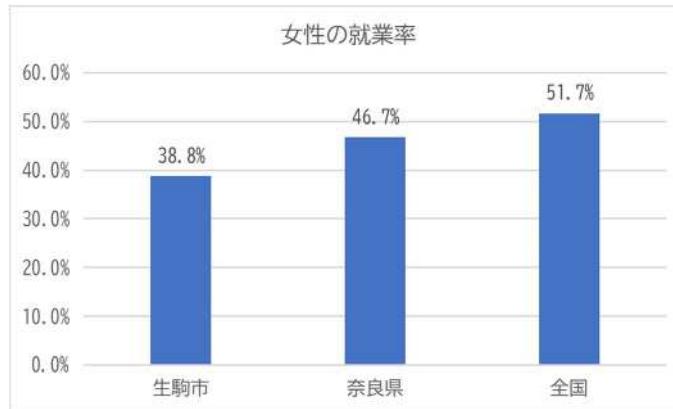
(資料) 生駒市「基礎調査報告書」

- 産業大分類別に従業者数をみると、「医療・福祉」が24.1%と最も多く、次いで、「卸売・小売業」(20.7%)、「教育・学習支援業」(11.4%)となっています。



(資料) 生駒市「基礎調査報告書」

- 本市の女性就業率(38.8%)は、全国(51.7%)、奈良県(46.7%)、他自治体に比べて低い状況となっています。



(資料) 総務省「国勢調査報告」

<本市への影響と課題>

- 賃金の伸び悩みに加え、物価の上昇が続くことで、消費意欲の減少等により企業業績が悪化し、更なる所得の減少を生む悪循環が危惧されます。特に、若い世代における所得の伸び悩みは、結婚意欲の低下につながるとされています。
- 労働力不足に伴う人材獲得競争が厳しさを増すことにより、市内事業者が十分な労働者を確保できず、これまで当たり前のように提供されてきたサービス等の供給が減ることや価格の上昇が見込まれます。
- 必要となる労働力を確保していくためには、労働生産性の向上による賃金の増加や、女性や高齢者、障がい者等、就労希望者のニーズに対応した雇用形態・就労環境の確保、副業等の新しい働き方の導入等、多様な働き方や職場の創出が求められます。
- 小売り・飲食業等、地域の生活を支える事業者においては、小規模事業者や個人事業主が多く、事業継承が円滑に進まないと事業所数の減少に直結し、生活の利便性が低下する恐れがあります。市内で商品入手でき、サービスを受けられるよう、地域内で経済が回る産業の発展をめざすことが必要です。
- 令和7（2025）年に開催される大阪・関西万博では、国内外から多数の来場者が見込まれます。本市の魅力を広く発信する機会とし、関係機関や事業者等と連携しながら、本市への来訪のきっかけを創出していくことが必要です。

4 デジタルが暮らしやビジネスで当たり前に

新型コロナウイルス感染症の世界的流行をきっかけとして、社会の様々な場面でデジタル技術の活用が広がりました。Eコマース¹⁷やフードデリバリー¹⁸、キャッシュレス決済¹⁹等、消費スタイルも大きく変化しつつあります。これまで、対面が原則とされていた業種・業界でも、オンラインの活用が広がってきています。

ビジネスの現場においては、電子契約や電子帳簿、押印廃止・ペーパーレス²⁰、音声入力による業務記録、オンライン商談、AIチャットボット²¹による顧客対応等、そのプロセスが大きく変わりつつあります。また、学校教育においても、「GIGAスクール構想²²」により、児童生徒に1人1台端末が整備されるとともに、ICTを活用した学習やオンライン授業等、学童期からデジタルを使うことが前提の教育に変わってきています。

さらに、テレワーク²³の普及により、職住近接の必要性が低下する業種・職種も見られ、都市から地方への移住につながる場合もあります。オンラインとリアルの特性を踏まえて、店舗・サービスのあり方やオフィスの位置づけ・役割、社員間のコミュニケーション、人材育成方法を見直す動きも見られます。

こうした社会的潮流の中で、行政においては令和2(2020)年に国が「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)²⁴推進計画」を策定し、自治体の情報システムの標準化・共通化やマイナンバーカードの普及促進・利活用推進、行政手続オンライン化の推進等、自治体が重点的に取り組むべき事項が定めされました。

また、令和4(2022)年頃から生成AI²⁵による新しいサービスが出現したことで、ビジネスや行政サービスの充実、業務の効率化等への様々な期待がある一方、個人情報や機密情報の保護、知的財産権への配慮等、社会の進展を阻害し混乱をもたらさないような適切な運用に取り組むことが必要となっています。

このように、デジタル技術が暮らしやビジネスで当たり前となる時代へと移行しつつある中で、セキュリティ対策やデジタルに不慣れな方への配

¹⁷ Eコマース:Electric Commerce の略称。「電子商取引」とも言われる。商品やサービスをインターネット上で売買するビジネスモデルのこと。

¹⁸ フードデリバリー:配達飲食サービスのこと。事業所内で調理した飲食料品を、客の求める場所に届ける、又は客の求める場所において料理した飲食料品を提供するサービス。

¹⁹ キャッシュレス決済:現金のやりとりなしで決済がなされること。クレジットカード決済やQRコード決済等のこと。

²⁰ ペーパーレス:紙媒体を電子化し、データとして活用・保存することで、紙の使用量を現象させること。

²¹ AIチャットボット:質問やキーワードを入力するとAI(人工知能)の自然言語処理や機会学習を用いて適切な回答を自動で提示するサービス。

²² GIGAスクール構想:1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現するもの。

²³ テレワーク:P.18 参照。

²⁴ デジタル・トランスフォーメーション(DX):P.4 参照。

²⁵ 生成AI:「Generative AI」とも呼ばれ、自然言語等の文字による指示を行うと、それに応じてテキスト、画像、音声、動画等、様々なコンテンツを新たに生み出す人工知能のこと。

慮を進め、デジタル技術やデータを活用した、すべての市民が暮らしやすく、ずっと住み続けられるまちづくりを進めていく必要があります。

<本市の現状>

- 様々なSNS²⁶等を活用した市政の情報発信を行っており、令和2(2020)年から運用を開始した市公式LINEアカウントの登録者数は、令和5(2023)年10月末時点で22,000人になります。
- 令和5(2023)年10月末時点の本市のマイナンバーカードの保有枚数は90,707枚、人口に対する保有率は76.9%となっています。
- 児童生徒の1人1台端末を活用し、主体的・対話的で深い学びと個別最適な学びの実現に向けた取組を進めています。
- 令和5(2023)年8月に今後20年間の市のスマートシティ²⁷政策の指針として、「生駒市スマートシティ構想」を策定しました。

<本市への影響と課題>

- デジタル技術を活用した市民と行政との接点の改善により、「書かない・待たない・行かない」市役所の実現等、利便性の向上と行政運営の簡素化・効率化を図る必要があります。
- デジタル社会の恩恵を受けることができない人が取り残されることが危惧されます。一方、デジタル社会が広がることで、これまで地域や社会への参画が難しかった人が様々な機会を得やすくなることが期待されます。
- MaaS²⁸等の技術を活用した交通利便性の向上、IoT²⁹による見守りといった新しい技術を活用した取組を進めていくことが期待されます。
- デジタル技術が社会に浸透することで、それらを悪用した犯罪やサイバー攻撃³⁰、過失による情報漏洩等の増加が危惧されます。

²⁶ SNS:P.16 参照。

²⁷ スマートシティ:新しいデジタル技術やデータを行政分野にとどまらず都市や地域全体のまちづくりに取り入れ、地域課題を解決し、新たな価値を創出し続ける持続可能な都市な地域のこと。

²⁸ MaaS:Mobility as a Service の略称。地域住民や旅行者一人一人の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

²⁹ IoT:Internet of Things の略称。自動車、家電等あらゆるものインターネットに繋がることで、情報のやりとりが可能となる仕組みのこと。

³⁰ サイバー攻撃:インターネット等の情報通信ネットワークを利用したコンピュータへの不正アクセスによって、情報の窃盗、流出、改ざん等を企てる攻撃のこと。

5 暮らしの安全・安心を脅かす危機的事象への迅速な対応

近年、気象災害の激甚化・頻発化が進んでいます。

国では、「顕著な大雨に関する気象情報」等、災害につながるような気象情報の発表ができる限り早く伝達する取組が進んでいますが、甚大な被害をもたらす豪雨災害が毎年のように全国各地で発生しており、地球温暖化の進行に伴いこの傾向が続くことが危惧されています。

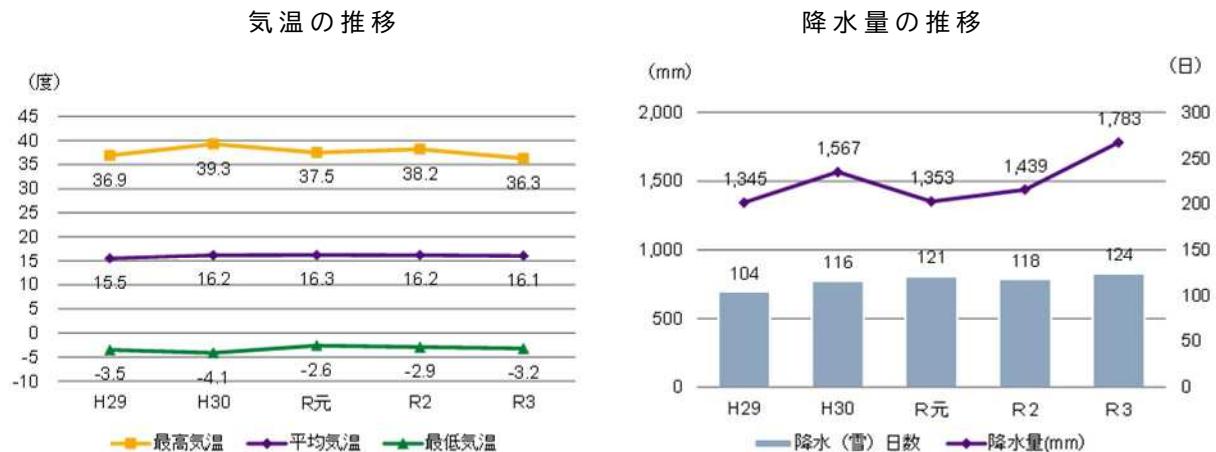
また、地震災害についても、南海トラフ地震等、市民生活に大きな影響を及ぼす巨大地震の発生が危惧されており、広域的な大規模災害が発生した場合における「公助」の限界が懸念され、これまでの地震災害の教訓からも「自助」「共助」の重要性が明らかになっています。少子高齢化の進展により、「自助」「共助」の力が低下しつつある中、市民が災害を「自分事」として捉え、「地域住民で助け合う」という防災意識を醸成していくとともに、「自助」「共助」を補完する役割と「自助」「共助」を支える役割を担う「公助」のあり方を検討・啓発していくことが重要です。

さらに、新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の5類に移行してもなお、生命や健康、社会経済活動に影響を及ぼし続けています。国では、これまでの対応を踏まえ、令和5(2023)年9月に内閣感染症危機管理統括庁が設置されました。

このような自然災害や生命・健康に対する脅威に加え、特殊詐欺等の犯罪、消費者トラブル等、不測の事態に際して、市民の生命・財産を守るために、迅速で柔軟な対応が求められています。

<本市の現状>

- 本市の最高気温は36度を上回る水準で推移しています。年間降水量や降水（雪）日数は増加しています。



(資料) 生駒市「生駒市統計書」

- 本市は東西に生駒山系、矢田丘陵があり、富雄川、竜田川、天野川の最上流部に位置しています。市域には傾斜地が多く、近年全国的に頻発する豪雨により、急傾斜地の崩落や土石流の発生の危険性を想定しなければならない状況にあります。
- 本市に最も被害をもたらす災害と想定されている災害は生駒断層帯地震で、一部地域で震度7、多くの地域で震度6強と想定され、10,000棟を超える建物被害、30,000人を超える罹災者が発生することが想定されています。

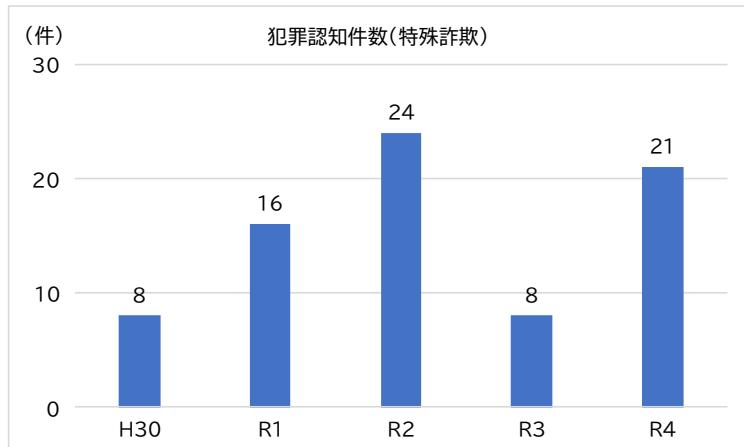
生駒断層帯地震における被害想定

区分	項目	単位	生駒断層帯
建物被害	木造	全壊	4,590
		半壊	6,142
	非木造	全壊	755
		半壊	1,373
	小計	全壊	5,345
		半壊	7,515
出火被害	残出火数	件	17(5)
	焼失棟数	棟	297(63)
人的被害	死者	人	204(288)
	負傷者		1,537(2,106)
	罹災者		32,820(32,203)
	避難所生活者		10,839(10,635)
ライフライン被害	断水率(直後)	%	82.3
	下水道支障率(直後)		26.7
	停電率(直後)		89.6
	断線に伴う電話不通率(直後)		13.2
	ガス支障率(直後)		76.7

() は死者が最大となる冬の深夜を想定した場合の値

(資料) 生駒市「生駒市地域防災計画」

- 南海トラフ地震では、本市に最も影響が及ぶケースでは、全域で震度6弱の揺れになると想定され、4,000棟を超える建物被害と14,000人を超える罹災者が発生することが想定されています。これに加え、太平洋沿岸の多くの地域が被災することから、電力回復の遅れや物流の停滞等、インフラ施設の回復に時間を要し、社会生活への長期間の影響は避けることができないと考えられます。
- 本市居住者における新型コロナウイルス感染症の感染状況（令和4（2022）年9月26日まで）は感染者数累計が20,989人、死亡が30人となっています。
- 本市における令和4（2022）年中の特殊詐欺被害は21件、被害額は約3,900万円となっています。奈良県全体では被害件数が206件、被害額が約4億3,850万円と、令和3（2021）年に比べて被害件数、被害金額、1件当たりの被害金額のいずれも増加しています。



(資料) 奈良県警察「市町村別犯罪認知状況について」

<本市への影響と課題>

- 頻発している豪雨災害において逃げ遅れによる被災者を出さないように、避難情報の伝達や避難所の開設等について、地域とともに訓練等を行うことが重要です。
- 大規模地震災害に備え、橋りょうの耐震化や上下水道の更新等、インフラ施設をはじめとするハード面での防災・減災対策を実施していく必要があります。
- 甚大な被害の発生が見込まれる生駒断層帯地震に備えて、自主防災会や医療機関、要配慮者利用施設と連携した初動対応や広域的な支援への備えをしておくことが必要です。
- 南海トラフ巨大地震が発生した場合、市外に通勤している市民が帰宅困難者となる可能性があります。また、大阪湾沿岸等の津浪被災地への職員の応援派遣が求められる可能性があります。広域的な被災により食料や物資の流通が滞り、市民生活に影響が生じることが危惧されます。
- 様々な危機的事象について、関係機関との連携のもと適切な初動対応をとるための体制・備えを講じられているかの定期的な確認が必要です。また、市民や職員の安全・健康を守りながら、優先度の低い業務を停止・縮小することで、優先度の高い行政サービスを提供し続けることができるよう備えをしておくことが必要です。

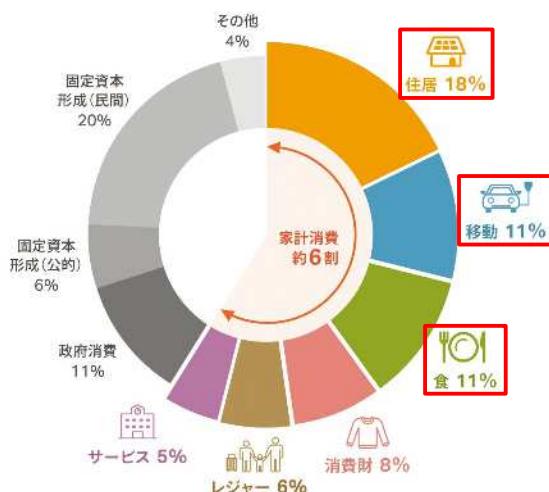
6 脱炭素社会に向けた取組の拡がり

世界各地で異常気象による大規模な自然災害が発生する等、気候変動問題への対応は、人類共通の課題となっています。

我が国においても、風水害の増加をはじめ、生態系の変化、農業・漁業への影響、猛暑日の増加等、環境だけでなく経済や社会においても広く様々な影響が顕在化しつつあります。

そのため、カーボンニュートラル³¹達成のための取組が重要で、本市をはじめ、991自治体が「ゼロカーボンシティ³²」宣言(令和5(2023)年9月29日時点)を行っています。また、本市をはじめとする36都道府県、95市町村(令和5(2023)年11月7日時点)が「脱炭素先行地域³³」に選定され、取組を進めているところです。消費ベースで見た我が国のライフサイクル温室効果ガス³⁴排出量の分野別内訳を見ると、住居が18%、移動が11%、食が11%を占めていることから、「移」「食」「住」の側面から、ライフスタイルを見直すことで、環境への負荷を減らしていくことが有効とされています。

消費ベースでの日本のライフサイクル温室効果ガス排出量



(資料) 環境省HP

<本市の現状>

- 本市では、令和元年(2019)11月25日に2050年までにCO₂排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言を行っています。

³¹ カーボンニュートラル:二酸化炭素等、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、その排出量を実質ゼロにすること。

³² ゼロカーボンシティ:「ゼロカーボン」は上記用語説明26と同義で、「ゼロカーボンシティ」は、「ゼロカーボン」を実現しているまちのこと。

³³ 脱炭素先行地域:2050年のカーボンニュートラルに向けて、民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域のこと。

³⁴ ライフサイクル温室効果ガス:資源の採取、素材の加工、製品の製造、流通、小売、使用、廃棄といった家計が消費する製品・サービスにおいて生じる温室効果ガス。

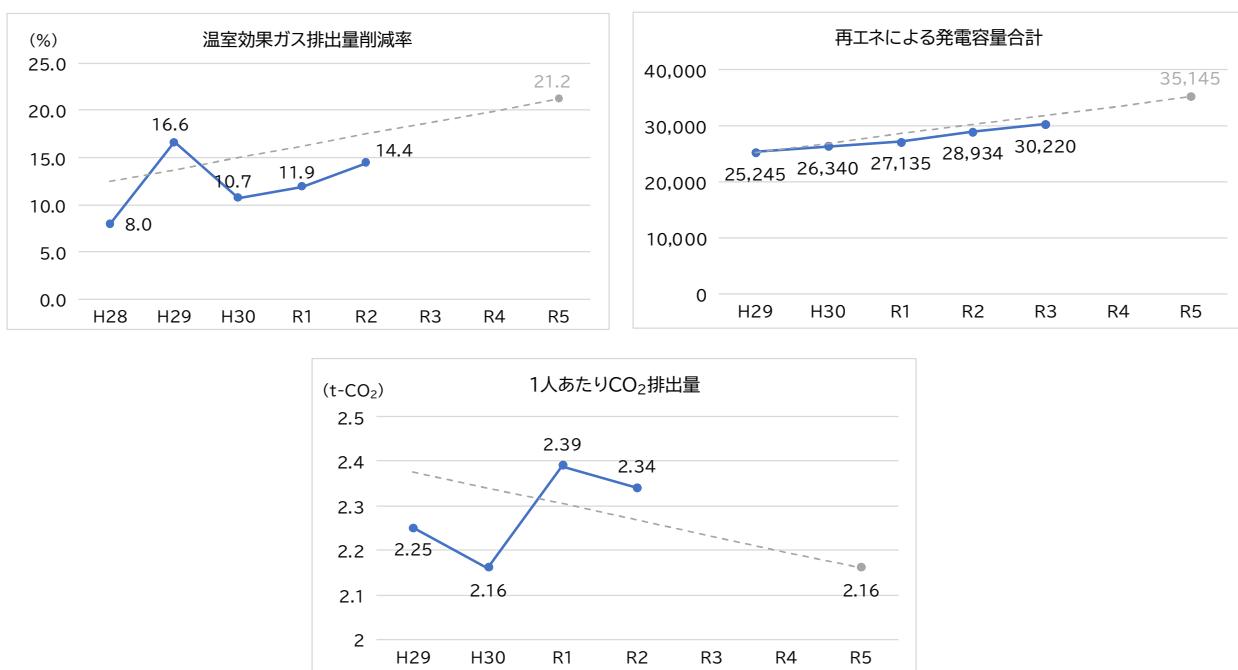
- 平成29(2017)年7月に、生駒市が過半数を出資して設立した「いこま市民パワー株式会社」を核とする再生可能エネルギーの地産地消の促進を図っています。
- 本市における温室効果ガス排出量削減率については、令和5年度の目標数値と比べた令和2年度の達成率は68.2%となっています。また、1人あたりのCO₂排出量の達成率は71.2%となっています。
- 再生可能エネルギーによる発電容量合計については、令和5(2023)年度の目標数値と比べた令和3(2021)年度の達成率は50.3%となっています。

環境施策に係る計画（第3次生駒市環境基本計画、第2次生駒市環境モデル都市アクションプラン、生駒市SDGs未来都市計画）の令和3(2021)年度の進捗状況（抜粋）

項目	基準年	基準値	目標数値		令和3年(2021)年度実績値	達成率 (令和5年度目標数値比)
			令和3年度	令和5年度		
温室効果ガス排出量削減率	平成18(2006)年度	-	15.7%	21.2%	14.4%※1	68.2%
再エネによる発電容量合計	平成29(2017)年度	25,245kW	31,845kW	35,145kW	30,220kW	50.3%
1人あたりCO ₂ 排出量	平成18(2006)年度	2.78t-CO ₂	2.29t-CO ₂	2.16t-CO ₂	(※1) 2.34t-CO ₂	71.2%

(※1)直近の値が令和2(2020)年度の数値となっている。

(資料) 生駒市「生駒市の環境《令和4年度版》」(令和5年3月)



- 平成26(2014)年3月に、本市は、低炭素社会の実現に向け、先駆的な取組にチャレンジする都市として、国から「環境モデル都市」に選定されています。
- 令和元(2019)年7月に、本市は、「社会」・「経済」・「環境」の3側面

における新しい価値創出を通して、持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市として、国から「SDGs未来都市」に選定されています。

- 令和5(2023)年4月に、本市は、国の推進する「脱炭素先行地域」に選定されています。

<本市への影響と課題>

- 脱炭素社会の実現に向けた基盤となる事業として、いこま市民パワー株式会社等の事業パートナーと連携し、再生可能エネルギー電源の最大限の導入を着実に進めていくことが必要です。
- 住宅都市である本市では、家庭からの温室効果ガス排出量が一定割合を占めており、またライフサイクル温室効果ガス排出量削減の観点からも、家庭を対象とした取組を展開することが必要です。
- 多くの市民を巻き込みながら、脱炭素化を推進するためには、主体的なまちづくりへの参画を促し、地域コミュニティの活性化を図りつつ、SDGsの達成や持続可能なまちづくりに取り組む企業や市民団体、教育機関等と連携し、多様な市民ニーズや地域課題の解決を切り口とした働きかけをすることで、効果的な意識変容・行動変容を図ることが重要です。
- 「ゼロカーボンシティ³⁵宣言」都市であり、「SDGs未来都市」や「脱炭素先行地域」に選定された本市の先駆的取組として、既存住宅地の脱炭素化を実現する「住宅都市の新しい脱炭素モデル」を確立し、市内外に波及することが期待されます。

³⁵ ゼロカーボンシティ:P.26 参照。

7 行財政資源の縮小に伴う戦略的な行政への転換の必要性の高まり

我が国の財政状況は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行への対応や社会保障費の増大等により、歳出規模が年々拡大する中で、税収が不足する状態が続いている。普通国債残高は、累増の一途をたどり、令和3(2021)年度末に1,000兆円を上回りました。我が国の債務残高はGDP(国内総生産)の2倍を超えており、主要先進国の中で最も高い水準にあります。

このように厳しい財政状況において、人口減少や少子高齢化、経済活性化、脱炭素、防災等多くの課題に対応していくことが必要であるとともに、将来の予測が困難であることから、想定外の課題等にも柔軟に対応できる組織体制の構築、職員の育成が求められています。

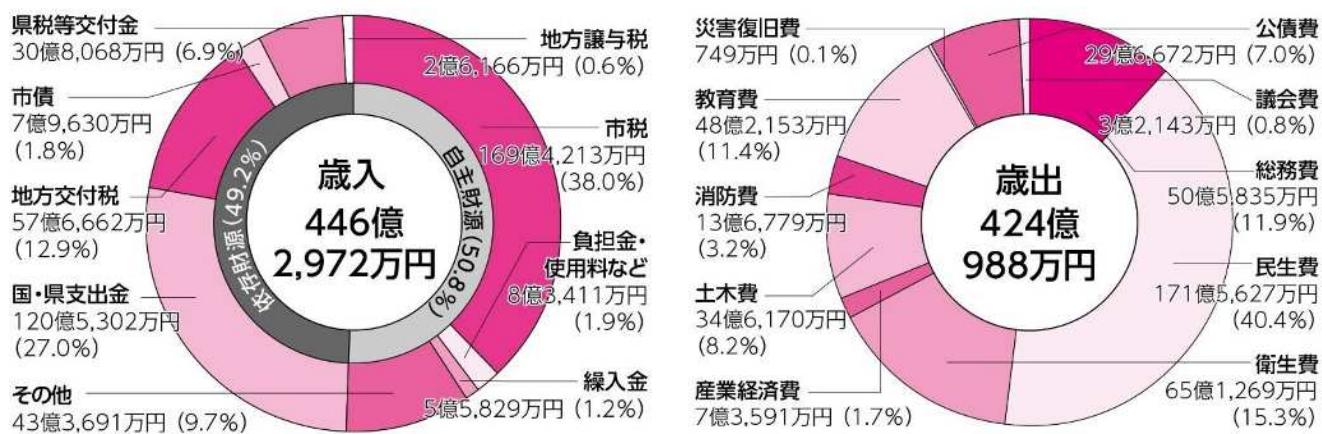
地方自治体においては、法令等によって実施が必須とされ、地方自治体の判断で廃止することができない業務が多数あります。これらの業務については、体制と業務プロセスを整備し、的確に業務を遂行することが必要です。また、高度成長期に大量かつ集中的に整備された公共施設(学校・生涯学習施設、市営住宅等)、インフラ施設(道路、橋りょう、上下水道等)が老朽化していることから、計画的な更新・整備が必要です。

加えて、地域特性を踏まえて、より重要と考える課題に対して、一步踏み込んだ対応を行うために、施策の選択と集中を図るとともに、府内外のパートナーとの連携等により、戦略的な取組が次々と生まれていくよう、地方自治体はその企画力や実行力を高めていくことが必要となっています。

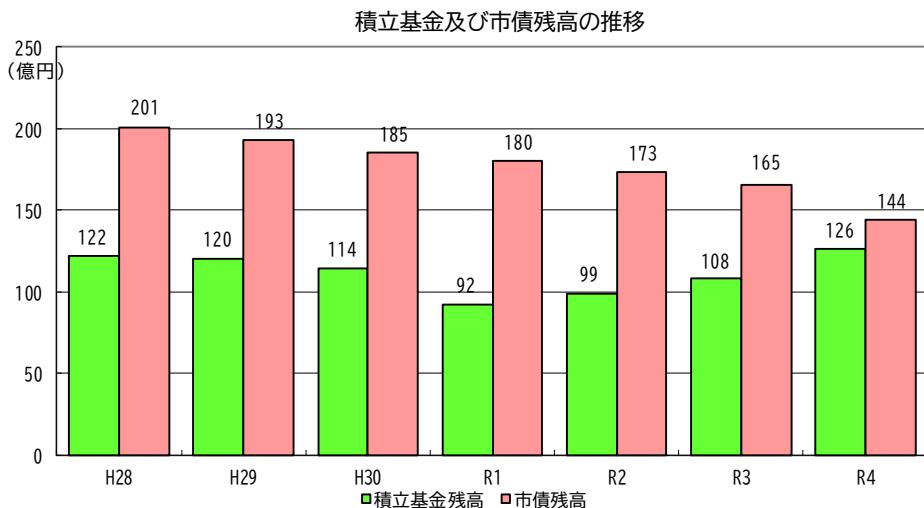
<本市の現状>

- 令和4(2022)年度決算での一般会計の歳入総額は約446億円となっています。内訳をみると市税等の自主財源の比率は50.8%となっています。歳出総額は約424億円で、内訳をみると民生費が約172億円で40.4%と最も多く、次いで衛生費(15.4%)、総務費(11.9%)と続いています。
- 社会保障関係費(一般財源分)は平成23(2011)年度決算での約63.5億円から令和4(2022)年度決算での約87.6億円と、11年間で約24億円増加しています。

令和4年度の一般会計の決算額



- 令和4(2022)年度のふるさと納税による寄附金は約1億8千万円です。関連経費(広報、返礼品提供)と他市への寄附金の流出額を考慮すると、ふるさと納税の收支はマイナスとなっています。
- 市の貯金にあたる「積立基金残高」は、増加傾向にあります。一方で、借金にあたる「市債残高」は減少傾向にあります。



(注) 市債残高は水道事業会計と下水道事業会計と病院事業会計を除く。

- 公共施設及びインフラ施設の将来の更新には多額の財政負担を伴うことから、施設の長寿命化や更新の優先順位付け等の更新費用を縮減するための対策を講じた上で、進めていく必要があります。

<本市への影響と課題>

- 社会の変化が激しく、先行きが見通しにくい時代となっている中、行政においても、起こりつつある変化を機敏に察知し、検討に多くの時間をかけることなく、スピード感を持って、たとえば試行的に

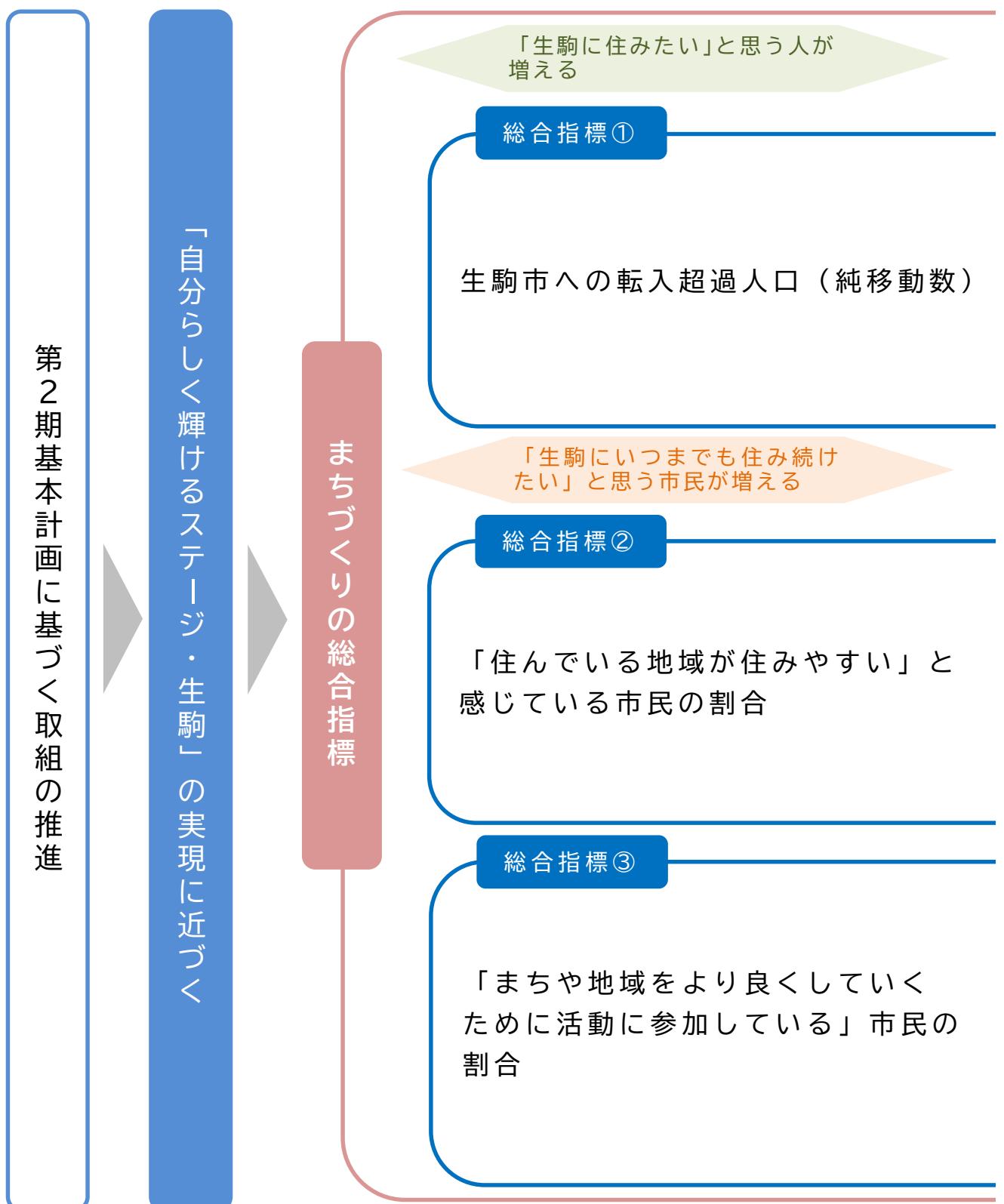
小さく実行し、一定の効果が確認されてから広く展開していく等の工夫により、実際に行政サービスに反映・提供したうえで、提供結果から成果や課題を学び、次のより良いサービスにつなげていく等、柔軟性をもった行政スタイルへの転換の重要性が高まっています。

- 限られた体制の中で、様々な成果を生み出していくために、職員意識や庁内外での連携を高め、時間の使い方を工夫し、デジタル技術・データの活用やテレワーク³⁶等の執務環境を充実する等、組織マネジメントや人材の確保・育成、ワークスタイル改革の重要性が高まっています。
- 本市には様々な知識や経験を有し、社会的な課題に関心を持ち、行動する市民が暮らしています。今後もさらに、活動の継続・定着や全市的な横展開、幅広い市民（事業者含む）の参加につなげていくことが重要となっています。
- 学校の教室等、公共施設の余剰空間の発生や、公共施設及び道路、上下水道等インフラ施設の老朽化による維持管理・更新費用の増大等への対応を的確に行うことが必要となっています。

³⁶ テレワーク:P.18 参照。

第3章 まちづくりの総合指標

第2期基本計画に掲げる取組を推進し、将来都市像「自分らしく輝けるステージ・生駒」の実現に近づいていくことで、「ベッドタウン」から脱却し、「生駒に住みたい」「生駒にいつまでも住み続けたい」と思われるまちとなっていくことを表す「まちづくりの総合指標」3項目を設定します。



「第2章 本市を取り巻く社会環境」にも記載のとおり、平成25年をピークに本市の人口は減少を続け、課題の一つとなっています。特に社会増減の低調が本市の人口に大きな影響を与えていていることから、生駒市への転入者が転出者を上回る転入超過人口（純移動数）を総合指標の1つとして設定します。

策定時	R9年度
- 142人 (R4年)	→ 40人

【目標値の考え方】
過去5年間で最も多い令和3年の転入超過人口（純移動数）をめざします。

市民の本市に対する満足度が高まることで、今後も選ばれるまちであり続けることが大切であることから、市民実感度調査における「住んでいる地域が住みやすい」と感じている市民の割合を総合指標の1つとして設定します。

策定時	R9年度
67.0% (R4年度)	→ 68.0%

【目標値の考え方】
R4実績の数値に満たない年代をR4実績まで引き上げた場合の割合をめざします。

基本構想の「まちづくりの基本的な考え方」に記載のとおり、「多様な主体との協創によるまちづくり」を進めていくことが重要であり、より多くの市民が主体的にまちづくりに関わり、活動することが、将来都市像の実現に近づいていくと考えることから、「まちや地域をより良くしてくために活動に参加している」市民の割合を総合指標の1つとして設定します。

策定時	R9年度
19.4% (R4年度)	→ 20.8%

【目標値の考え方】
R4実績の数値に満たない年代をR4実績まで引き上げた場合の割合をめざします。

第4章 施策体系

第2期基本計画では、まちづくりの分野別に今後必要な基本的な取組の方向性を示す13の「基本的施策」と、基本的施策を推進するために土台となる持続可能な行財政運営における基本的な取組の方向性を示す4つの「経営的施策」を設定しています。

また、基本的施策及び経営的施策の中で、本市の特性や基本構想で掲げる「戦略的なまちづくりの視点」である生活・社会・都市構造の3つの視点を踏まえ、特に分野横断的な展開により、今後4年間のうちに戦略的に推進する「戦略的施策」（次章参照）を設定しています。

基本的施策と経営的施策、戦略的施策における施策の方向性に基づく取組を通して、将来都市像を実現していきます。

<戦略的なまちづくりの視点（抜粋）>

今後20年間の将来を展望すると、人口減少・少子高齢化の進行とともに、多様な生き方や暮らし方（生活スタイル）が広がり、市民の「生活」、市民が属する「社会」、市民が暮らす「都市」、それぞれで構造上の変化が徐々に進むと考えられます。これらの構造変化に対応するためには、「生活」「社会」「都市」それぞれを関係・連動させながら、長期的な視野でこれまでの行政サービスやまちづくりのあり方を徐々に方向転換し、分野横断的に施策を展開していくことが必要です。

このことから、まちづくりを進めるに当たっては、「生活構造」「社会構造」「都市構造」の3つの視点から戦略的に施策展開を図ることとします。

（1）生活構造の視点

多様な暮らし方（生活構造）の変化に対応する視点から、これまでの市外での就業や消費等、これまで行政サービスを提供するに当たって前提としてきた対象者や条件等の想定を見直し、働き方改革に伴う就業環境の変化や生活時間の変化等、個人の行動変容に対応する視点から施策の転換を図ります。

(2) 社会構造の視点

これまで行政活動を行う上でのパートナーとしてきた地域コミュニティや地域団体を守り育て、これらの組織との協働を深めつつ、新たに増えつつある緩やかなつながりを、市民生活の質の向上や地域課題の解決に活用していくためには、地域コミュニティや地域団体とは異なる接し方、サポートのあり方が行政に求められ、こういった個人の行動変容に伴う社会構造の変化に対応する視点か施策の転換を図ります。

(3) 都市構造の視点

大きな枠組みとして、まず、市内の様々な場所で目的に応じて活動や交流ができる場所とそれらを結ぶネットワークが形成されたコンパクトで、良質な住まいや暮らしの空間を創出する都市構造の形成を図る必要があります。その上で、高齢化や人口減少、外国人観光客の増加といった動向を踏まえ、マイカー移動に過度に依存しない移動手段の確保、公共施設等生活に必要な機能の集約や再配置等、生活・社会の構造変化に伴う都市構造の変化に対応する視点から施策の転換を図ります。

<将来都市像と施策体系>

自分らしく輝けるステージ・生駒

まちづくりの総合指標

総合指標① 生駒市への転入超過人口（純移動数）

総合指標② 「住んでいる地域が住みやすい」と感じている市民の割合

総合指標③ 「まちや地域をより良くしていくための活動に参加している」市民の割合

1 安全で、安心して健康に暮らせるまち

2 未来を担う子どもたちを育むまち

3 人権が尊重され、市民が輝く、文化薫り高いまち

4 人と自然が共生する、住みやすく活動しやすいまち

5 地域の資源と知恵を活かし、魅力と活力あふれるまち

6 持続可能な行財政運営を進めるまち

戦略的施策

基本的施策及び経営的施策の中で、本市の特性や基本構想で掲げる「戦略的なまちづくりの視点」である生活・社会・都市構造の3つの視点を踏まえ、「まちの価値を生み出す」ため、分野横断的に展開する施策

基本的施策

まちづくりの分野別に今後必要な基本的な取組の方向性を示す施策

1 市民自治活動・学び

2 人権・多文化共生

3 子ども・子育て支援

4 学校・教育

5 高齢者支援・障がい者支援

6 地域福祉

7 健康づくり

8 防災・減災・消防

9 産業・雇用就労

10 生活環境

11 脱炭素・循環型社会

12 街の空間づくり

13 都市基盤

経営的施策

基本的施策を推進するために土台となる持続可能な行財政運営を推進するために必要な取組を示す施策

I スマートシティ・DX

II 市民協働・公民連携

III 広報広聴・シティプロモーション

IV 行政経営

第5章 戰略的施策（生駒市デジタル田園都市構想総合戦略）

「第2章 本市を取り巻く社会環境」で掲げる本市における課題のうち、概ね20年後の将来的な課題を見据えた際に、特に今後4年間における本市の主要課題としては、下記の事項が挙げられます。

- 急速に進む少子化・高齢化と人口減少
- 単身世帯の増加による孤立・孤独や自助力の低下、担い手の高齢化による互助活動の活力の低下
- 地域内における多様な働き方に対応した就労の場や、暮らしを支えたり、ライフスタイルを豊かにする商業施設が乏しい
- 「暮らす価値があるまち」であることを認知・体験する機会や場が乏しく、市の魅力が十分に伝わっていない

本市の特性や基本構想で掲げる「戦略的なまちづくりの視点」である生活・社会・都市構造の3つの視点を踏まえ、上記の主要課題の解決を図っていくため、「まちの価値を生み出す施策」を戦略的施策と位置づけ、デジタル技術も活用しつつ、分野横断的に施策を推進します。

【第2期基本計画における戦略的施策】

- 1 子育て世代が住みやすい環境づくり
- 2 地域共生社会の実現に向けた環境づくり
- 3 多様な働き方と市内での経済循環の促進
- 4 都市ブランドの構築

上記4つの戦略的施策を、デジタル技術も活用しつつ、推進していくことによって、「住む」「働く」「楽しむ」の要素が融合し、多様な生き方・暮らし方が叶う豊かなまちに転換することで、将来都市像の実現と併せて「次の50年に向けた令和時代の住宅都市」を実現していきます。

なお、戦略的施策は、序章で示しているとおり、「生駒市デジタル田園都市構想総合戦略」と位置づけ、戦略的施策の項目と施策の方向性を「生駒市デジタル田園都市構想総合戦略」の基本目標と施策に関する基本的方向とします。

1 子育て世代が住みやすい環境づくり

本市は、平成25(2013)年をピークに、人口が減少傾向にあります。人口減少を緩和するため、子どもが生まれ、育てやすい環境づくりとライフスタイルの変化等に対応した住まいの選択肢の充実といった子育て世代が住みやすい環境づくりに取り組み、25歳～44歳を中心とした子育て世代の転入・定住を促進します。

(1) 子どもが生まれ、育てやすい環境づくり

保育所の整備等による待機児童解消の継続、新たなサービスの拡充・検討による妊娠・出産・育児期のきめ細かな支援に取り組むとともに、困難を抱える家庭に対して一体的な支援を行います。

学校教育については、多様な担い手との自由で効果的な学びのスタイルを構築する取組と、多様性を認め合い、自他ともに大切にし、行動できる態度を養成する取組を進めるとともに、その実現に向けた教育環境の充実に取り組みます。

さらに、保護者・地域住民・学校・園の協創による、地域とともにあらる学校・園づくりを進めます。

(2) ライフサイクルの変化等に対応した住まいの選択肢の充実

拠点駅周辺の利便性の高い暮らしや、郊外住宅地のゆとりのある暮らし等、ライフスタイルや価値観の変化等に対応し、新婚世帯や子育て世帯が柔軟に住まいを選択できるよう賃貸共同住宅の立地誘導や戸建て住宅の流通促進等に取り組みます。

指標

① 5歳、10歳、15歳の子どもの人口（各年4月1日現在）

策定時 R 9年度

3,329人 → R 5年度と同規模
(R 5年度)

② 子育て世帯の住みやすさの満足度

策定時 R 9年度

5.02点 → 5.10点
(R 4年度)

2 地域共生社会の実現に向けた環境づくり

高齢化の進展やライフスタイルの多様化により、単身世帯の増加や市民が抱える課題が複雑化・複合化していくことが見込まれます。人と人とのつながりが豊かにあり、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた環境づくりを進めています。

(1) 市民や地域による支え合いの環境づくり

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源がつながることで、複雑化・複合化する課題を抱える市民を支援する重層的支援体制整備を促進します。

(2) 市民主体の住みやすい地域づくり

誰もが自身の状況に応じて活躍できるよう、学びを活動につなげる仕組みづくりや、地域活動や生涯学習等の社会参加の仕組みづくりを促進します。また、生活課題や地域課題の解決に地域で取り組める環境整備を進めます。

さらに、環境分野や福祉分野等とも連携し、自治会や市民自治協議会³⁷、複合型コミュニティ³⁸（愛称：まちのえき）等、地域ごとの特性を活かした身近なコミュニティや市民活動が持続的に発展するよう、支援します。

指標

- ① 地域で住民同士が支え合うことができていると感じている市民の割合
策定時 R 9 年度
未測定 → R 6 年度の実感度調査を受けて設定
- ② 困ったときに助けてくれる人が地域の中にいると思う市民の割合
策定時 R 9 年度
42.5% → 45.9%
(R 4 年度)
- ③ 地域と関わることができると感じている市民の割合
策定時 R 9 年度
未測定 → R 6 年度の実感度調査を受けて設定

³⁷ 市民自治協議会:生駒市自治基本条例に規定しているもので、市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域において、自治会、NPO等の多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織。

³⁸ 複合型コミュニティ:地域の子どもや高齢者はもちろん子育て中の人が、地域内外の企業、NPO等の市民団体等、あらゆる主体がそれぞれの役割と相互に関わる場を持ち、時には参加者として、時には企画・運営側としてコミュニティに参画することで、地域に必要なあらゆる分野の活動が自律的に生まれる一定範囲内における主体間のつながり。

3 多様な働き方と市内での経済循環の促進

本市は住宅都市という特性上、市域内での働く場が少なく、働く場を求めて市外に通勤している市民が非常に多い状況となっています。

市内で働く場を増やし、職住一体・近接型のライフスタイルが増えることによって、所得の確保や通勤時間の短縮等の余裕が生まれることで、これまで以上に地域や人とのつながりを得ることができる環境づくりに取り組みます。

同時に、市内での経済循環の拡大にもつなげ、地域経済の活性化につなげます。

(1) 新しいワークスタイルの普及促進

副業、ワークシェアリング³⁹等の多様な働き方を推進する等、市内の潜在的な就業希望者や多様な働き方を希望する人を支援し、職住近接の雇用・就業環境を実現します。

(2) 市内での経済循環の向上

市内需要を喚起し、市民の購買意欲の向上につながる情報発信・啓発に取り組み、「まちなか経済循環」を強化します。また、事業者支援や起業・開業意欲の醸成、産学公民金との連携による起業者の成長ステージに対応したきめ細かな支援等の市内起業・創業の促進に取り組みます。

指標

① 市内従業者数

策定時	R 9 年度
29, 201人 (R 3 年度)	→ 29, 201人

② 地域経済循環率

策定時	R 9 年度
55.7% (H 30 (2018)年)	→ 策定時の値より上昇

③ 起業・創業件数（第2創業・副業含む）

策定時	R 9 年度
2 件 (R 4 年度)	→ 延べ 24 件

³⁹ ワークシェアリング:一人当たりの労働時間を減らすことにより、仕事を多くの人で分かち合うこと。

4 都市ブランドの構築

「暮らす価値のあるまち」という都市ブランドを構築するには、「自然の豊かさ」や「交通アクセスの良さ」といった機能面だけでなく、多様な主体がつくる様々な魅力を認知・体験し、繰り返し生駒の価値に触れてもらうことが必要です。これによって、生駒への愛着や共感が広がり、市内外の人・モノ・情報等といった資源が地域で活用可能となる循環をつくることを目指します。

(1) 多様な主体がつくる魅力の発信

本市には、市民や事業者等が主体的につくる活動やコミュニティ拠点が多様にあります。その活動の多くは、メディアやSNS⁴⁰・口コミ等を通じて市内外に伝わり、市の魅力を拡散したり、市の魅力を体験したりする機会をつくっています。市プロモーションサイト「グッドサイクルいこま」や市公式SNS等を通じて、積極的にそれらをつなぎ、市の魅力を表出していきます。

(2) エリアプランディング⁴¹の推進

地域住民・地権者・事業者等の様々な主体との連携によって、生駒駅南口周辺や学研北生駒駅周辺地域の都市拠点・地域拠点のエリアの価値向上に取り組みます。

(3) 公共空間等を活用した交流・滞在の場の創出

市民・事業者等が主体となり、公共施設、公園といった公共空間等を活用して交流・滞在の場を創出する取組を支援するとともに、交流・滞在の場として活用できる新たな空間の整備、検討を進めます。

また、音楽・芸術といった文化活動やスポーツ等を積極的に活用することによって、市民が市内で滞在する時間を増やしていくとともに、市域への来訪者を誘引します。

⁴⁰ SNS:P.16 参照。

⁴¹ エリアプランディング:特定のエリアにおいて、市民・事業者・行政が連携し、そのエリアの特性(人・文化・環境・歴史等)を生かしたまちづくりを進めながら、情報発信も合わせて行うことで、まちの魅力の更なる向上を図ること。

指標

① 生駒を薦めたいという気持ち

策定時 R 9 年度

– 3. 9 ポイント → 0 ポイント
(R 4 年度)

② 生駒をより良くするためにまちに関わりたいという気持ち

策定時 R 9 年度

未測定 → R 6 年度の実感度調査を受けて設定

※各気持ちの量はブランドの力を計測するための指標である「ネット・プロモーター・スコア（NPS）」を参考に定量化しています。10点から0点まで意欲の強さを尋ね、10～8を推奨者、5～0を批判者として、推奨者の割合から批判者の割合を引くことで得られる数値。

第6章 行財政改革の考え方（行政改革大綱）

序章の「1（5）生駒市行政改革大綱との関係」で掲げているとおり、総合計画に掲げる将来都市像の実現に向けた施策や事業の積極的な展開をバックアップし、効率的・効果的な行政経営を推進するために策定している「生駒市行政改革大綱」について、新型コロナウィルス感染症をはじめとする社会情勢の急激な変化を踏まえつつ、総合計画との連動性を高め、一体的な運用により、行政経営の更なる推進を図るため、本章を新たな「行政改革大綱」と位置づけます。

1 行財政改革の必要性

本市では、平成19（2007）年度以降、3次にわたり行政改革大綱を策定し、健全な行財政運営、組織力・職員力の向上等、行財政改革に関する取組を進めてきました。特に、「第3次生駒市行政改革大綱（令和元年12月策定）」では、5つの基本方針に基づき、補助金制度の見直しやファシリティマネジメント⁴²の推進等を通じた歳出削減策、ふるさと納税や企業誘致の推進等を通じた歳入増加策に取り組み、一定の財政効果をあげてきました。また、これらの取組を通じて、市全体に行政改革を意識した行財政運営が浸透してきました。

しかし、人口減少や少子高齢化の進展による市税収入の減少や社会保障関係経費の増大、公共施設の老朽化に伴う改修・更新費用の増大は、引き続き本市の行財政運営に大きな影響を及ぼすことが予想されます。加えて、生活様式の変化やDX⁴³の推進、少子化対策等、喫緊に取り組むべき新たな政策課題も山積しており、時代に即した新しい取組方法を検討することが求められています。

このような状況を踏まえ、行財政改革においては、これまでの節減や効率化の取組に加え、投入した資源に対して、より施策目標の実現が期待できる事業や、これまで以上に行政課題や地域課題の解決につながる事業を推進していく必要があります。

そこで、上記の方向性を取り入れた新たな行政改革大綱を、本章「行財政改革の考え方」に位置づけ、推進することで、総合計画に掲げるまちづくりの目標を実現するとともに、時代に即した行財政改革の意識を高めていきます。

⁴² ファシリティマネジメント:P.4 参照。

⁴³ DX:P.4 参照。

2 目指すべき方向性

(1) 健全かつ成長につながる行財政運営

市税収入の減少に加え、社会保障関係経費や公共施設の改修・更新費用の増大等が予想される状況においても、総合計画に掲げるまちづくりの目標を実現するためには、限られた財源を有効に活用できるよう、全ての事務事業について、その必要性や費用対効果を点検・検証し、「選択と集中」を図っていかなければなりません。

そのため、適切な予算執行や経常経費の削減、社会や市民ニーズの変化に伴い行政が行う意義が薄れた事業の見直し等により、財政規律の確保を徹底するとともに、投入した資源に対して、より高い成果が期待できる施策を推進するため、EBPM⁴⁴の推進やPDCAサイクル⁴⁵の確立に取り組み、施策・事業の最適化を図ります。また、コスト意識や目的意識を持ちながらAI⁴⁶等のデジタル技術・データを積極的に活用し、業務効率化を図るとともに市民サービスの向上に努めます。

(2) 歳入増につながる施策の創出・強化

厳しい財政状況が見込まれるなか、必要な行政サービスを展開していくためには、財源の確保は重要な課題となっています。

そこで、産業・観光の振興、事業者支援、就労支援、子育て世代の転入・定住促進等に取り組み、市税収入の増加を図ります。それに加え、更なる財源の確保に向け、ふるさと納税の推進やクラウドファンディング⁴⁷の活用、未利用財産等、公有財産の効果的な活用等に取り組むとともに、民間からの提案等を積極的に取り入れ、新たな増加策を実行します。

また、市税の徴収事務と滞納整理の着実な実行により、徴収率の維持・向上に努めます。

(3) ファシリティマネジメントの推進

本市では、昭和46(1971)年の市制施行後、人口の急激な増加に併せて、公共施設やインフラ施設（以下「公共施設等」といいます。）を数多く建設・整備してきました。これらの公共施設等は、建設後の経過年数

⁴⁴ EBPM:P.6 参照。

⁴⁵ PDCA サイクル:P.6 参照。

⁴⁶ AI:Artificial Intelligence(人工知能)の略。人間の思考プロセスと同じような動作をするプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術といった広い概念のこと。

⁴⁷ クラウドファンディング:群衆(crowd)と資金調達(funding)を組み合わせた造語。取り組みたい活動、企画、アイデアを持つ人が、インターネットにプロジェクトページを掲載し、活動への想いを社会に呼びかけ、広く支援者から支援を集めの仕組み。

から老朽化が進み、日常の維持管理費に加え、保全や更新等に多額の費用が必要となり、財政を圧迫することが予想されます。

上記の課題に対応するため、「公共施設等総合管理計画（令和4（2022）年改定）」で定める「公共施設等の適正配置」「長寿命化の推進」「民間活力の導入」の方針に沿って、公共施設の機能集約やニーズに応じた転用・複合化、公共施設等の長寿命化等に取り組み、価値ある資産を未来へつなげていきます。また、維持管理業務の効率化により、施設管理水準の向上を図ります。

（4）多様な主体との連携・協創

社会環境が急速に変化する中、まちの課題が複雑・多様化しており、行政だけで課題を解決することは難しくなっています。

地域課題に対してきめ細やかな対応を行うために、行政だけでなく、市民、事業者、大学等の教育・研究機関、地域コミュニティ、NPO⁴⁸、各種団体といった多様な主体との連携と協創を進めています。

また、市民視点でより良いサービスを創出するため、政策形成の初期段階から、市が保有している情報や課題を積極的に公開し、多様な年代や性別の市民や事業者等が政策形成のプロセスに参画することで、多様な知識や技術を活用したより良い解決策を導き出します。

（5）機動的な組織運営に向けた仕事の進め方・働き方の改革

複雑・多様化する行政課題に対応し、社会や市民ニーズに応じた施策を立案するためには、個性や能力を最大限活かした人材育成に取り組むことや、組織体制や仕事の進め方・働き方を改革していくことが求められます。

そのため、分野横断的に迅速な意思決定や機動的な対応ができる体制を整えるとともに、それぞれの職員がミッション達成に向けて個性と能力を発揮できる職場環境づくり・人材マネジメントに取り組みます。また、新たな行政課題への対応につながる研修制度と人事評価制度を運用します。

加えて、各職員がコスト意識や目的意識、デジタル技術や民間活力を積極的に活用する意識を持って業務に取り組みます。

⁴⁸ NPO:P.11 参照。

3 行動指針

行財政改革を推進するため、職員一人一人が4つの行動指針を意識し、施策の立案や実施に取り組みます。

(1) コスト意識の徹底

限られた行政資源で質の高い行政サービスを展開するため、施策や事業の実施にあたっては費用対効果を常に意識し、投入した資源に対する効果の最大化を図るとともに、寄附等の自主財源の確保と活用に努めます。

(2) 目的思考による最適な手段の追求

手段が目的化してしまうことを避け、“何のために”という目的を第一に、市の将来にとって最適な手段を選択します。

(3) 多様な主体との協創

政策形成の最終段階だけでなく、政策形成の初期段階から情報を公開し、市民や事業者等の意見やノウハウを取り入れることで、より良い解決策を導き出します。

(4) デジタル技術・データの活用

市民の利便性向上や業務効率化、新たな価値の創出のため、AI⁴⁹等のデジタル技術を積極的に活用します。また、様々なデータを活用することで、合理的根拠に基づく政策立案に取り組みます。

4 推進手法

行財政改革を着実に推進するため、毎年度、次年度の方針を「行政改革方針」として定めるとともに、「2 目指すべき方向性」を具体化する取組を総合計画アクションプランで定めます。

進行管理にあたっては、行政内部で進捗状況を検証するとともに、行政改革推進委員会において審議を行い、次年度の取組へつなげていきます。

⁴⁹ AI:P.44 参照。

